

令和6年10月1日

決 算 特 別 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 決算特別委員会

2 日時

- (1) 期日 令和6年10月1日(火)
(2) 開会 午前10時
(3) 延会 午後4時14分

3 場所 議場

4 出席委員

濱田洋一	委員長	高崎良二	副委員長	竹之内和満	委員
大野雅子	委員	渡辺久治	委員	川畑二美	委員
白石純一	委員	川原慎一	委員	竹原信孝	委員
大田基次	委員	牟田学	委員	木下孝行	委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、議事係主任 松林俊介

6 説明員

総務課

課長	中野貴文	君
参事	牟田昇	君
課長補佐兼職員係	長 檜 柑 幸一郎	君
課長補佐兼デジタル推進係	長 白 肌 隆 一	君
秘書 広報係	長 猿 楽 優 介	君
行政 係	長 落 俊 輔	君
危機管理係	長 園 田 健	君
消防 係	長 岩 崎 庸 介	君

企画推進課

課長	長 尾 塚 禎 久	君
課長補佐兼企画政策係	長 岩 下 亮 一	君
地域振興係	長 橋 口 武 史	君

税務課

課長	長 新 町 博 行	君
課長補佐兼管理係	長 田 原 勝 矢	君
課長補佐兼固定資産税係	長 中 尾 隆 樹	君
課税 係	長 牛之濱 諒	君

会計課

会計管理者兼課	長 丸 塚 明 子	君
会計 係	長 川 畑 藍	君

水道課

課	長	補	佐	兼	工	務	係	長	垂	義	繼	君
課	長	補	佐	兼	工	務	係	長	高	口	輝	幸
管		理			係			長	新	穂	い	ずみ
議会事務局												
局								長	新	塘	浩	二
議		事		係		主		査	湯	田	矢	凡
監査事務局												
事		務			局			長	前	田	敏	君（兼）
公平委員会事務局												
事		務			局			長	前	田	敏	君（兼）
選挙管理委員会事務局												
事		務			局			長	前	田	敏	君（兼）
次	長	兼	管	理	係			長	寺	園	勝	夫
教育委員会事務局												
教育総務課												
課								長	牧	尾	浩	一
課	長	補	佐	兼	総	務	係	長	中	野	美	紀
管	理	施		設	係			長	栗	林	鉄	矢
学校教育課												
課								長	濱	崎	忠	雄
主	幹	兼	管	理	係			長	上	脇	栄	子
主	幹	兼	指	導	係			長	土	屋	雅	宏
教	育	保	健	係				長	篠	原	千	美子
学校給食センター												
所								長	牧	尾	浩	一
管		理		係				長	中	川	洋	一

7 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
- (2) 認定第2号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）
- (3) 認定第3号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）
- (4) 認定第4号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）
- (5) 認定第5号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）
- (6) 認定第6号 令和5年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

ただいまから決算特別委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、認定第1号、令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）、認定第2号、令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）、認定第3号、令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）、認定第4号、令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）、認定第5号、令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）、認定第6号、令和5年度阿久根市水道事業会計の決算の認定についての6件です。

初めに、審査日程について申し上げます。

審査日程は、さきの委員会で決定したとおり、本日から10月4日までの4日間です。

次に、審査の進め方について申し上げます。

まず、所管課ごとに説明を求めた上で質疑を行います。

その後、現地調査の必要がある場合は、現地調査を行い、現地調査に関して所管課等に再質疑を行います。

最後に、所管課等への質疑応答や現地調査によっても疑義があるものや政策的なものについて、市長、教育長等に出席を求めて総括した質疑を行った上で、討議、討論、採決を行うこととします。

次に、所管課等の審査順について申し上げます。

審査順は、御手元に配付してあります審査日程のとおりといたしますが、審査の状況によっては、日程の変更も考えながら進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

次に、審査の内容についてお知らせします。

審査は、歳入歳出決算書のほか、提出されている全ての書類により行うこととなります。所管課等の審査では、まず、所管課等に説明を求めます。

所管課等は、最初に、主要事業の成果説明書、まちづくりビジョンに関する取組状況等を併せて説明され、その後、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づいて説明されます。

なお、説明では、提出された書類に記載してある金額などは原則として読み上げられません。ただし、主要な事業や業務については、数値を比較するなど十分に説明することとしております。

所管課等の説明の後、各委員の質疑を行います。

質疑は1問1答形式とします。掲載されている書類の名称、ページ、款、項、目を発言してから始めてください。簡潔明瞭に議題外にわたらないようお願いいたします。

また、議事進行の都合から、現地調査と総括した質疑の取扱いについてお願いがあります。

配付した議事日程どおり進行したときには、現地調査、総括した質疑のいずれについても、3日目の審査終了後に、その時点での御希望をお伺いします。

4日目については、財政課への質疑が終わった時点でお伺いします。

なお、日程が早まったときには、2日目の審査終了後に何うなど進行状況を見て適宜お伺いしますので、あらかじめ御了承願います。

これは、円滑な議事進行を行うためでありますので、各委員におかれましても、委員会が円滑、効率的に進行できるように、御協力方をお願いいたします。

それでは日程に従い、審査を開始します。

議会事務局は入室願います。

〔議会事務局入室〕

○認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

認定第1号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

局長に説明を求めます。

新塘議会事務局長

認定第1号中、議会事務局の所管する事項について説明いたします。

214の2、決算に関する説明書は33ページ、209の2、事項別明細書は14ページをお開きください。

歳出の概要について御説明いたします。

令和5年度の議会費では、当初予算額に対し、本年の第1回定例会において、共済費、旅費、交際費、需用費及び負担金、補助及び交付金の減額補正を行い、予算現額は1億2090万7000円となりました。

支出済額は1億1885万8000円余り、不用額が204万8000円余りであり、予算現額に対する執行率は98.31%であります。

それでは、事項別明細書の各節ごとに支出済額の欄で御説明いたします。

1節報酬から4節共済費は、議員、職員、会計年度任用職員の給料、報酬、期末手当、市議会議員共済会負担金及び職員共済費が主なものであります。

次に、8節旅費は、議長の公務出張や議員の費用弁償約195万円、職員の普通旅費約101万円、常任委員会及び特別委員会に出席をいただいた参考人10名分の4万6000円が主なものであります。

なお、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が第5類となり、各種会議等が対面開催となったことから、令和4年度と比較しますと増額となりました。

不用額については、年度末の補正予算検討時期に開催の有無が不明であった議長の会議等の公務及び常任委員会所管事務調査等の旅費を留保していた分であります。

次に、9節交際費は、議長等が出席した各種会合に係る会費等が主なものであります。

10節需用費は、市議会だより及び市議会会議録の印刷製本費、新聞購読料や参考図書追録代及び議場内の壁紙張り替えや床修理などの修繕などが主なものであります。

不用額につきましては、議会だより及び市議会会議録の印刷製本費と必読図書の執行残が主なものであります。

11節役務費は、郵便料、電話料、議場の議員名を表示する標柱の書換え、タブレット端末通信利用料が主なものであります。

12節委託料は、会議録検索システム運用業務委託料及び議事録作成支援システム保守業務であります。このうち、会議録検索システムは、平成31年1月から運用を開始し、令和5年度は4万2000件余りの利用があり、多くの方々が利用されているところです。

次に、13節使用料及び賃借料は、議場カメラシステム機器リース料やペーパーレス会議システム利用料が主なものであります。

17節備品購入費は、議会事務局参考図書や議長室用テレビの買換え費用が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、全国市議会議長会負担金をはじめ、全国、九州、県、それぞれ議長会等の負担金及び市町村議会議員研修の負担金等であります。

次に、歳入についてですが、議会事務局所管分はございません。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

事項別説明書の14ページ、1款1項1目議会費の8節旅費。不用額が119万円、予算420万円に対して4分の1強ですかね、不要になってるんですが、この主な理由は何でしょうか。

新塘議会事務局長

不用額につきましては、先ほどこっと申し上げましたが、年度末の補正予算検討時期に開催の有無が不明であった議長の会議等の公務、それから、常任委員会所管事務調査等の旅費が留保していた分でございます。

白石純一委員

それが開催されなかったということですかね。

新塘議会事務局長

当初は、議長会等の公務出張につきまして、東京等があるんですけれども、その中で例えば二つ重なった場合、日程が重なった場合はそのまま滞在をして公務を続けられると。そのことから、旅費が1回分あるいはホテルパック料が減額になった、その総額がこういう形で大きく不用額となっているところでございます。

白石純一委員

常任委員会の所管事務調査での視察等は、この年度は予定していたものより少なくなっただけということですかね。

新塘議会事務局長

所管事務調査につきましては、協議によって場所等が決定しますので、当初、ちょっと遠いところまで計画して予算を獲得するんですが、近いところで済んだ場合は当然その分の旅費が余ることになります。

白石純一委員

回数は予定より減ったということではないですか。

新塘議会事務局長

当初予定したとおり、総務文教が1回、それから産業厚生が2回行っております。

〔白石純一委員「了解です」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、議会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔議会事務局退室、監査事務局兼公平委員会事務局入室〕

濱田洋一委員長

次に、認定第1号中、監査事務局及び公平委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局長の説明を求めます。

前田監査事務局長兼公平委員会事務局長

認定第1号中、監査事務局及び公平委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

初めに、公平委員会費から御説明いたします。

決算に関する説明書は37ページ、事項別明細書は17ページをお開きください。

第2款総務費1項10目公平委員会費の1節報酬は、公平委員会委員3名分の報酬であります。

18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄に記載してあります県及び全国公平委員会連合会への負担金であります。

次に、監査委員費について御説明いたします。

決算に関する説明書は42ページ、事項別明細書は22ページをお開きください。

第2款総務費6項1目監査委員費の1節報酬は、監査委員2名分の報酬であります。

18節負担金、補助及び交付金は、全国都市監査委員会年会費及び会議出席負担金であります。

なお、不用額につきましては、会議等に係る旅費を委員2名分で計上していたこと及び西之表市で開催予定であった監査事務研修会が書面開催となったことによる旅費の執行残が主なものであります。

歳出につきましては以上となります。

なお、歳入につきましては、該当がありませんでした。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

事務局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

事項別明細書の17ページ、1款2項10目の公平委員会費の報酬に関して。これは公平委員会が令和5年度、その公平委員会で審査を要する会というのは何回かあったんでしょうか。

研修とかではなくてですね。

前田公平委員会事務局長

令和5年度の公平委員会の開催の状況でありますけれども、令和5年度につきましては、審査を要するというか、苦情の件数が1件ありまして、あとは年間3回の定例の公平委員会を開催しております。

白石純一委員

その報酬は、何回、苦情の件数による審査に関わらず、報酬は一定なんでしょうか。

そして、別途その回数によって出会謝金のような形になるのか、その辺り教えてください。

前田公平委員会事務局長

令和5年度につきまして、委員の報酬の支払い回数というところになるかと思うんですけれども、令和5年度につきましては、通常の委員会が3回と、それ以外にですね、全国公平委員会連合会九州支部総会の研修会であったり、各種公平委員会の総会への出席がありまして、回数が、それぞれの委員のほうはちょっと控えさせていただきたいんですけれども、トータルで延べ18回ほどの出会及び出席があったところです。

白石純一委員

出会しようが報酬は変わらないということでよろしいですかね。

前田公平委員会事務局長

通常の委員会については規定で決まっておりますので、その出会謝金になりまして、あとの会議等については、旅費等の関係もありますので、そちらのほうが少し加算になることとなります。

白石純一委員

よく分からないので、報酬というのは、もちろん交通費とは別にしてですね、報酬というのは何回出ようが変わらないということで、苦情が何件あろうが変わらないということでよろしいですかね。

前田公平委員会事務局長

はい、委員のおっしゃるとおりです。

白石純一委員

ちなみに差し支えない範囲で、苦情というのはどういった関連の苦情だったかは教えていただけるでしょうか。

前田公平委員会事務局長

申し訳ありません。そちらについては答弁を差し控えさせていただきます。

濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、監査事務局及び公平委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔選挙管理委員会事務局入室〕

濱田洋一委員長

次に、認定第1条中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。
事務局長に説明を求めます。

前田選挙管理委員会事務局長

認定第1号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

決算に関する説明書の41ページをお開きください。

第2款総務費4項1目選挙管理委員会費ですが、報酬は選挙管理委員会委員4名分及び会計年度任用職員1名分の報酬であります。

負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄に記載しております九州都市選挙管理委員会連合会ほか4件の負担金であります。

次に、2目選挙啓発費について、決算に関する説明書は41ページから42ページにかけてとなりますが、報償費は県及び市の明るい選挙推進協議会への出会謝金であります。

次に、6目県議会議員選挙費については、本市では無投票となりましたが、昨年4月9日に執行された県議会議員選挙に要した費用になります。このうち、報酬は県議会議員選挙事務執行に伴う会計年度任用職員等の報酬であります。

次に、8目市議会議員選挙費は、昨年4月23日に執行しました市議会議員選挙に要した費用になります。このうち報酬は、投票所における投票立会人、期日前投票所の投票管理者や投票立会人及び投・開票事務従事者等の報酬であります。次に、委託料は、選挙運動用ポスター掲示場設置業務に要する経費が主なものであります。負担金、補助及び交付金は、不在者投票事務負担金及び選挙公営費であります。

以上で歳出についての説明を終わり、次に、歳入の主なものについて御説明いたします。決算に関する説明書の16ページにお戻りください。

第15款県支出金2項1目総務費県補助金のうち総務管理費補助金は、決算に関する説明書の備考欄記載のとおり、昨年8月7日に民間団体から本市に提出された九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例制定請求者署名簿の本市分の審査に伴う審査事務交付金であります。

次に、決算に関する説明書の20ページをお開きください。

同じく、第15款県支出金3項1目総務費委託金のうち選挙費委託金は、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおり、県議会議員選挙費及び在外選挙人名簿登録事務に係る県委託金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

事務局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔監査事務局、公平委員会事務局及び選挙管理委員会事務局退室、会計課入室〕

濱田洋一委員長

次に、認定第1号中、会計課所管の事項について審査に入ります。

課長に説明を求めます。

丸塚会計課長

認定第1号中、会計課所管の事項について御説明いたします。

会計課は、主要事業の成果説明書について該当がありませんので、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は35ページ、事項別明細書は16ページをお開きください。

第2款総務費1項総務管理費6目会計管理費は、会計事務にかかる費用が主なものであります。なお、8節旅費につきましては、オンラインで研修を受講したことにより不用となったものであります。

次に、決算に関する説明書は83ページ、事項別明細書は53ページをお開きください。

第12款1項公債費2目利子22節償還金、利子及び割引料の予算現額3454万1000円のうち

会計課所管分の予算現額は52万1000円ですが、一時借入れの必要がなかったため、支出はありませんでした。

次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は11ページをお開きください。

第20款諸収入2項1目市預金利子1節預金利子は、歳計現金の預金利子であります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、会計課所管の事項の審査を一時中止します。

〔会計課退出、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター入室〕

濱田洋一委員長

次に、認定第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

教育総務課長に説明を求めます。

牧尾教育総務課長

認定第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センターの所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。

まず、教育総務課所管分として161ページをお開きください。

第10款教育費1項2目事務局費の学校規模適正化については、現在、調査特別委員会において審査中であり、さきの審査における説明と重複いたしますので省略いたします。御了承ください。

次に、163ページをお開きください。

2項及び3項1目学校管理費の校舎等維持補修事業については、記載のとおり各小・中学校における施設の修繕など、小学校75件、中学校49件を行い、安全安心な教育環境の整備を図ることができました。

次に、164ページをお開きください。

同費目学校管理費の校舎等整備事業については、阿久根小学校及び阿久根中学校におけるトイレ改修工事や屋内運動場非構造部材落下防止等対策工事並びに脇本小学校普通教室及び折多小学校理科室空調機購入などを実施したものであります。これにより、児童生徒はもとより、学校関係者、来校者の利便性向上や安全性が確保できました。なお、本事業は、まちづくりビジョンの取組状況の34ページに記載されておりますが、学校施設等長寿命化改修工事関連につきましては、令和5年度は阿久根小学校22号棟耐力度調査業務委託1棟分のみにとどまっていることから、事業評価はD評価となっております。

次に、165ページをお開きください。

2項及び3項2目教育振興費のICT教育整備事業は、国のGIGAスクール構想に基づく教育のICT化を図ることにより、情報通信ネットワークの活用を通じた情報処理能力の基礎を学ぶ教育環境を整え、情報化社会に対応していく力を備えるために、小・中学校の児童生徒に1人1台の学習端末の整備が完了し、加えてタブレットの持ち帰り学習を

実施するための配備などを実施し、より効果的な事業の展開を図ることができました。今後も、さらなるＩＣＴ機器の効率的な活用による教育環境の向上が求められるところです。

次に、167ページから168ページにかけて御覧ください。

２項小学校費と３項中学校費の２目教育振興費は、児童生徒の通学支援事業であり、廃校または休校となった小・中学校区から学校に通学する児童生徒を対象とする通学タクシーを運行するとともに、旧大川中学校区から阿久根中学校へ公共交通機関である路線バスを利用して通学する生徒の通学支援を行い、生徒の安全な通学手段の確保を図ることができました。

続きまして、学校教育課所管分として169ページをお開きください。

第10款１項２目事務局費のスクールソーシャルワーカー配置事業については、スクールソーシャルワーカーを延べ３人雇用し、学校からの依頼に応じてケース会議や生徒指導委員会に派遣し、学校と関係機関との連絡調整を行いました。必要に応じて、不登校になっている児童生徒やその家族との面談を実施し、心のケアを行うことで不登校の解消に努め、令和５年度には、自立支援教室あくねすにおいて、学校に行くことができない生徒２人への指導や保護者と面談を行いました。また、いじめ、暴力行為、非行・不良行為の問題、家庭環境の問題、心身の健康問題、発達障害等に関する問題等についても、教職員と連携を図りながら支援を実施しているところです。

次に、170ページをお開きください。

１項４目教育指導費の英語教育支援事業については、英語教育支援員として日本人の英語教育指導助手２人を雇用し、小学校外国語科における指導の充実が図られました。また、中学校においては、ネイティブスピーカーの英語教育指導助手２人を雇用し、ALT１人とともに活動することにより、実践的な英語の習得や、英語圏の文化等も一緒に学べる環境の整備が図られました。

次に、171ページをお開きください。

１項４目教育指導費の市内小中学校ＩＣＴ支援業務委託については、児童生徒への１人１台のタブレット端末の配布にかかり、教職員に対する技術指導及び操作の指導を職員研修として実施しました。また、校内のＩＣＴ機器に不具合が生じ、発生したときの復旧支援においても活用が図られ、教職員の業務改善にも寄与しているところです。

次に、172ページをお開きください。

２項２目教育振興費の理科観察実験支援事業については、小規模校に理科教育支援員２人の配置を行ったことにより、担当教諭の負担軽減が図られるとともに、児童が実験を行う場面が増えたことから、理科教育の充実及び安全の確保ができました。

次に、173ページをお開きください。

２項及び３項２目教育振興費の特別支援教育支援員配置事業については、小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、日常生活動作の介助や学習支援を行うことで、児童生徒が充実した学校生活を送り、保護者が安心して子育てをする環境づくりが図られました。

次に、174ページをお開きください。

２項及び３項２目教育振興費の学習指導支援員配置事業については、小学校２校に２人、中学校１校に２人を学習指導支援員として配置し、あわせて市内２校に自立支援教室を設置しました。児童生徒の将来の自立に向けて、教員免許状を有する学習指導支援員が個々

の状況に応じた指導支援を行うことで、不登校や何らかの理由により教室にいつらい児童生徒が登校しやすい環境づくりが図られました。

次に、175ページをお開きください。

2 項及び 3 項 2 目教育振興費のあくねよかこ教育キャリア教育推進事業については、子供たちの社会的、職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育のため、市内在住の方々を講師として学校にお招きし、本市で働いたり暮らしたりする魅力及び課題について、各学校で指導いただいております。また、令和 5 年度からの取組として、スコラ手帳の活用を市内 3 中学校で実施し、キャリア教育で育成すべき生徒の自己管理能力、自己肯定感の向上を図っております。

続きまして、学校給食センター所管分として、181ページをお開きください。

第10款 6 項 4 目学校給食センター運営費の学校給食業務委託については、給食調理業務、給食配送業務、給食配送車両管理業務を委託により実施し、市内の全小・中学校に 1 日当たり約 1,450 食を安定的に提供することができました。

次に、182ページをお開きください。

同費目学校給食地産地消推進事業については、各学期においてそれぞれ 1 回、合計 3 回実施し、市内の全小・中学校に地元産の食材を活用した給食を提供することにより、地産地消の取組及び地場産物を活用した料理等への児童生徒の関心を深め、食文化や地元特産品、地域の産業について学ぶ食育を推進することができました。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の 34 ページに記載されておりますが、令和 5 年度の事業評価は、地元食材の使用率の実績等が目標を大きく下回っていることから C 評価となっております。

次に、183ページをお開きください。

さらに、同費目学校給食費負担軽減対策事業については、コロナ禍において、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内に在住する児童生徒に対し、2 学期及び 3 学期の学校給食費の 2 分の 1 を補助しました。このことにより、当該臨時交付金が目的としているコロナ禍における保護者の経済的負担軽減を図ることができました。

主要事業の成果説明は以上であります。

次に、決算に関する説明書、以下、説明書と言います、及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

説明書の 71 ページ、事項別明細書 44 ページをお開きください。

第10款教育費 1 項 1 目教育委員会費の教育総務課所管分、1 節報酬は、教育委員 4 人分の報酬であります。

2 目事務局費は、2 節給料から 4 節共済費は、教育長及び職員 8 人分の人件費であります。7 節報償費は、学校規模適正化協議会出会に係る出会謝金であります。18 節負担金、補助及び交付金は、県教育委員会派遣職員 5 人分の負担金や協議会などの負担金が主なものであります。

また、学校教育課所管分の 7 節報償費は、学校運営協議会委員、スクールソーシャルワーカー及びスクールガードリーダー等の謝金が主なものであります。

次に、説明書は 72 ページ、事項別明細書は 45 ページをお開きください。

3 目教職員住宅費は、教育総務課所管分であり、教職員住宅の維持管理に関する経費であります。12節委託料は、除草作業の委託に係る経費であります。15節原材料費は、補修用資材等の調達に要した経費であり、当課所属の建築技能職である会計年度任用職員により住宅の補修等を施したものであります。

4 目教育指導費は、学校教育課所管分であり、外国語指導助手 1 人及び英語教育指導助手 4 人分の 1 節報酬及び 3 節職員手当等が主なものであります。

次に、事項別明細書は46ページをお開きください。

2 項小学校費 1 目学校管理費ですが、教育総務課所管分としまして、1 節報酬は、学校図書司書 5 人、学校用務員 7 人及び建築技能業務 1 人の 9 か月分の報酬であります。10節需用費は、各小学校に配慮しました学校消耗品や電気水道料などの光熱水費のほか、校舎等修繕料が主なものであります。12節委託料は、警備業務ほか16件の委託料であります。14節工事請負費は、阿久根小学校24号棟トイレ改修工事、阿久根小学校屋内運動場非構造部材落下防止等対策工事、西目小学校遊具移設工事であります。16節公有財産購入費は、鶴川内小学校空調機 1 台ほか 4 件ですが、そのうち学校用地は、西目小隣接地の 2 筆分合計232.2平方メートルの土地を学校用地として購入したものであります。17節備品購入費は、阿久根小学校児童机や児童椅子など、学校の管理運営に必要な備品購入に係る経費であります。

また、学校教育課所管分としまして、1 節報酬は、学校医20人の報酬であり、18節負担金、補助及び交付金は、学校管理下における児童の災害に対して給付を行う日本スポーツ振興センター共済掛金であります。

次に、説明書は74ページをお開きください。

2 目教育振興費ですが、教育総務課所管分としまして、12節委託料は、市内小学校パソコンサーバ監視システム保守業務であります。13節使用料及び賃借料は、小学校の I C T 機器等のリース料が主なものであり、17節備品購入費は、市内小学校必読図書669冊など、学校生活に必要な備品購入に係る経費であります。19節扶助費は、特別支援教育児童学用品費ほか 7 件の助成に係る経費であります。

また、学校教育課所管分としまして、1 節報酬は、理科教育支援員 2 人、スクールサポートスタッフ 1 人、特別支援教育支援員10人及び学習指導支援員 2 人の報酬及び職員手当等であります。12節委託料は、学力・知能検査業務及び偉人マンガ製作業務の委託料であります。18節負担金、補助及び交付金は、市内各小学校で実施している、あくねよかところ教育事業補助金が主なものであります。19節扶助費は、通級指導教室他校通級児童通学援助費ほか 1 件の助成に係る経費であります。

次に、説明書は75ページ、事項別明細書は47ページをお開きください。

3 項中学校費 1 目学校管理費ですが、教育総務課所管分としまして、1 節報酬は、学校図書司書 3 人、学校用務員 3 人及び建築技能業務 1 人 3 か月分の報酬であります。12節委託料は、警備業務ほか13件の委託料であります。14節工事請負費は、阿久根中学校の屋内運動場非構造部材落下防止等対策工事及びトイレ改修工事に係る経費であります。

また、学校教育課所管分としまして、1 節報酬は、学校医11人分の報酬であります。18節負担金、補助及び交付金は、学校管理下における生徒の災害に対して給付を行う日本スポーツ振興センター共済掛金であります。

次に、説明書は76ページをお開きください。

2目教育振興費ですが、教育総務課所管分としまして、12節委託料は、市内中学校パソコンサーバ監視システム保守業務であります。13節使用料及び賃借料は、中学校のＩＣＴ機器等のリース料が主なものであり、17節備品購入費は、市内中学校必読図書537冊など、学校生活に必要な備品購入に係る経費であります。19節扶助費は、特別支援教育生徒学用品費ほか6件の助成に係る経費であります。

また、学校教育課所管分としまして、1節報酬は、特別支援教育支援員1人分及び学習指導支援員2人分の報酬及び職員手当等です。18節負担金、補助及び交付金は、地区中学校体育連盟負担金及び市内各中学校で実施しているあくねよかこ教育事業に対する補助金ほか2件の補助金であります。

次に、事項別明細書は48ページをお開きください。

4項1目幼稚園費の18節負担金、補助及び交付金は、あくねよかこ教育事業として、市内の私立の認定こども園に補助したものであります。

次に、説明書は81ページ、事項別明細書は51ページをお開きください。

6項保健体育費4目学校給食センター運営費につきまして、1節報酬は、学校給食センター事務補助1人の報酬が主なものであり、2節給料から4節共済費は、職員1人分の人件費であります。12節委託料は、衛生保守管理業務や学校給食業務ほか9件の委託料であります。17節備品購入費は、給食配送車4台のうち、経年劣化していた1台についての買換えが主なものであります。18節負担金、補助及び交付金は、学校給食地産地消推進事業、学校給食費負担軽減対策事業に係る経費が主なものであります。

次に、歳入について説明書で御説明いたします。

10ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金2項3目教育費負担金1節小学校費負担金及び2節中学校費負担金は、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金であります。

次に、11ページをお開きください。

第13款使用料及び手数料1項7目教育使用料のうち、教育総務課所管分としまして、1節教職員住宅使用料は、教職員住宅における電柱等の占用料であり、2節小学校使用料及び3節中学校使用料の主なものは、学校開放における屋内運動場の照明施設使用料であります。

次に、15ページをお開きください。

第14款国庫支出金2項9目教育費国庫補助金のうち、教育総務課所管分としまして、2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金の主なものは、特別支援教育就学奨励費等に係る児童生徒の扶助費、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校保健特別対策事業に対する補助金であります。

また、学校教育課所管分としましては、2節小学校費補助金は、理科教育設備整備費等に係る理科教育支援員報酬に係る補助金であります。

次に、19ページをお開きください。

第15款県支出金2項9目教育費県補助金のうち、学校教育課所管分としまして、1節教育総務費補助金は、スクールガードリーダー配置事業に伴う補助金、2節小学校費補助金は、教育業務支援員配置事業に伴う補助金、3節中学校費補助金は、地域スポーツ・文化活動体制整備事業に伴う補助金であります。

次に、21ページをお開きください。

第16款財産収入1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入のうち、教育総務課所管分は、教職員住宅として校長・教頭等住宅19軒分の家賃収入であります。

次に、22ページをお開きください。

2目1節利子及び配当金のうち、教育総務課所管分は、奨学金貸付金利子及び瀨風ゆめみらい奨学金貸付基金利子であります。

次に、29ページをお開きください。

第20款諸収入5項4目20節雑入は、教育総務課所管分は、原子力立地給付金が主なものであり、学校教育課所管分は、偉人マンガ製作に係るB&G財団助成金及びプログラミング教材等の配備に係るアカデミア財団助成金が主なものであります。

また、学校給食センター所管分は、原子力立地給付金が主なものであります。

次に、31ページをお開きください。

第21款市債1項9目教育債は、教育総務課所管分が、2節小学校債及び3節中学校債であり、いずれも校舎等改修事業として実施したトイレ改修工事などの財源として、また、給食センター所管分が、5節保健体育債であり、給食配送車1台分の購入経費の財源として充当したものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時5分～午前11時14分)

〔公平委員会事務局入室〕

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ここで、公平委員会事務局の審査における答弁につきまして、公平委員会事務局長から訂正の申出がありますので、この際発言を許可いたします。

前田公平委員会事務局長

申し訳ありません。

先ほどの白石委員の公平委員会委員の報酬についての答弁の中で修正がございました。

まず、回数についてなんですけれども、会議等で泊がありましたので、延べ22回になります。

それと報酬についての補足をさせていただきたいんですけれども、何回出ても日額の報酬になりますので、単価自体は変わらないんですけれども、それぞれの委員が出席された回数に応じて日額報酬が支払われることになりますので、月の報酬については、参加された会議の分という形で、出席回数掛ける単価ということになります。

以上修正いたします。

濱田洋一委員長

認定第1号中、公平委員会事務局所管の事項の審査を一時中止いたします。

〔公平委員会事務局退室〕

それでは、教育総務課、学校教育課及び学校給食センターの所管のことにつきまして、

質疑に入ります。

渡辺久治委員

成果説明書の165ページ、小中学校 I C T教育整備事業ですけれども、1番下の現状と課題のところに、児童生徒1人1台の学習用端末の整備が整いつてあるんですけども、これは中学校も小学校も1人1台もう整備してあるんですか。

牧尾教育総務課長

はい、おっしゃるとおり、令和元年度から始まった事業でありまして、年次的に整備してまいりましたが、もう現在、1人1台のタブレットとパソコンを配布しているところでございます。

渡辺久治委員

これ持ち帰れるということなんですけども、持ち帰った場合、例えば小学生の低学年とか、そういった場合に壊れたりとかですよ、そういった契約とかはどうなっているんですかね。

栗林管理施設係長

今の件につきましては、保守がありますので、ある程度の補償は対応できるということになっておりますので、故意に壊さない限りは大丈夫だと思います。

渡辺久治委員

例えば小学生の低学年になれば、親御さんへの周知というの、保護者への通知と周知も大事になってくると思うんですけど、その辺はやってあるんですかね。

濱崎学校教育課長

各学校で保護者それと児童生徒には周知しております。

竹原信一委員

主要事業成果説明書167、168の子供たちの通学のためのタクシーという件なんですけども、小学校と中学校と予算が別になっているけど、もしかして、例えばさ、同じところに行くのにわざわざこれは小学校にしか使えませんよ、これは中学にしか使えませんみたいなことはしてはいないでしょ。どうなんですか。

牧尾教育総務課長

予算費目が小学校費と中学校費と分かれておりますので、当然ながらその対象に応じて執行していくということになります。

竹原信一委員

何か切ないですよ、そういうのっていうのは。わざわざ、すかすかでき、1人しか乗らない、考え方としてですよ、同じところに来るのに、わざわざこれは中学校用だからこっちは乗れないよなんていう、これはね、もっとどうにか基本の考え方としてやっていいんじゃないかなあ。ねえ。予算が違うからこれに乗せないみたいな話は、どうもね、不合理というか、納得いきがたいなあ。どうでしょう。

牧尾教育総務課長

通学タクシーの場合は、民間のタクシー会社と協定を結んでおります。その協定に基づいて、定期的な運行とあるいはその学校の行事または個人個人のいろんな事情によって、乗る時間等も定期の時間じゃないことも考えられます。そういった時間にも柔軟に対応しながら、あわせて、予算上の執行としては、やはり小学校費、中学校費という区分を設けて執行しているところでありますが、事業全体としては当然ながら、民間会社と協定を結

んでおりますので、その中で運行している、そういった事業でございます。

竹原信一委員

私の質問の意図はお分かりになってるでしょう。要するにですよ、やっぱり、その状況によってフレキシブルに、根幹の部分で動かしていかないと。中学校と小学校違うからわざわざ分けた2台をよこすみたいなことっていうのはね。事業者に全ての丸投げっちゃうかな、裁量権を与えるみたいなほうがうまくいくかもしれませんよね。

牧尾教育総務課長

先ほどの答弁に若干補足して申し上げますと、1回の運行の中で当然ながら小・中の区分を超える、垣根を超えることによって柔軟に運行している、こういった実情でございます。

竹原信一委員

やっていただきたいと思います。

同じ事業成果説明書175ページのスコラ手帳。これはメーカーはどこで、価格は幾らぐらいののを使われてるか教えてください。

土屋学校教育課主幹兼指導係長

NOLTYプランナーズという会社です。

〔竹原信一委員「ノリティ」と呼ぶ〕

NOLTY。

〔竹原信一委員「ノルティ」と呼ぶ〕

はい、NOLTYプランナーズです。

通常は1,800円しますが、早期割引を利用して1,300円での購入しております。

竹原信一委員

小学校も中学校もこれ、同じものを使ってる感じなんですか。

土屋学校教育課主幹兼指導係長

中学校の子供たちだけに、スコラ手帳は活用しているところです。

川畑二美委員

成果のほうの182ページ、学校給食地産地消推進事業なんですけど、平成5年度は3回実施してるってことは、学期ごとっていうことになるんでしょうか。それとも、なるんでしょうか。

牧尾学校給食センター所長

委員のおっしゃるとおり、各学期ごとに1回ずつ実施しているところでございます。

川畑二美委員

私は思うんですけど、やっぱり阿久根はいろんなものがたくさんありますので、学期ごとの1回だけじゃなくて、やっぱり地産地消を進めるためにも2回、3回とか、学期ごとにやっていただきたいなっていう、お願いしたいなと思うんです。

これに課題というのは書いてありますけど、農産物の安定した入手が困難だというお話ですけど、なるべく、地元のほうの食材を使って、子供たちを、やっぱり、育てていただけたらありがたいと思います。

今後は考えていただきたいということです。

濱田洋一委員長

ただいまの御発言は御意見ということでよろしいでしょうか。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

川原慎一委員

成果説明書の169ページ及び174ページ。169ページはソーシャルワーカーで、174ページが学習指導支援員の配置についての成果説明でございますが、学習指導支援員を入れることによって、子供たちは学校に、教室に居づらい環境というものに対しての学習指導を行っている。ソーシャルワーカーは、またそういった児童生徒の話を聞いたりだとかっていうところがございますけども、このソーシャルワーカーと指導支援員の方の意見交換というか情報共有というか、そういったこともやっていて、児童生徒の学習環境のよりいい環境をつくるということをやっているんじゃないでしょうか。

濱崎学校教育課長

各学校において、校内で生徒指導委員会等を設けてスクールソーシャルワーカーが参加して連携を密に、情報交換をしております。

川原慎一委員

今度は、成果説明書、先ほど渡辺委員からもありましたが、ICTの機器に対しての子供たちが壊したりだとか何だったとかあったときの対処は分かりましたけども、例えば保険がありますよね。保護者負担であったりだとか何だったってというのが。例えば県のPTAが主催しているものの保険だったりなんだというのがございますけども、その辺の周知がですね、なかなか、それぞれの単位の学校であったりというところで、なかなかうまくいってないところが、これ県全部あるんですけども、阿久根市はそれに対して何か学校それぞれにお願いをしたりとかっていう、資料の提供とかいうものをもってらっしゃいます。

濱崎学校教育課長

使用に関しては、持ち帰りに関しては、学校から保護者、それと児童生徒に注意喚起、使い方については説明しております。

保険については、先ほど答弁しましたように、保守内で今収まっておりますので、民間団体であるとか、県のPTAのほうからの保険というのは周知してないところでございます。

白石純一委員

まちづくりビジョンの34ページ。6の13ですけれども、これ1番、表の(1)の表の1番上の何年度とかそういうの抜けてないですか。

あれ、私のだけ抜けてる。34ページですか。

〔発言する者あり〕

上協議会事務局次長兼議事係長

ペーパーレス会議システムへ登載する上で、データのエラーが発生しているものと思われますので、改めて時間を見て再配信させていただきます。申し訳ございません。

白石純一委員

赤枠で囲まれた1番下、学校給食地元食材の使用率47.4%。これは、これまで50%超だったと思うんですけども、急にこんだけ低くなった理由を教えてください。

牧尾学校給食センター所長

自給率が高いにこしたことはないと言いますか、それをももちろん目指しているわけなんですけれども、なかなか必要とするときに完全に納品がなされないという状況もある中で、

やはり50%前後というのを前後してしまう、そういった現状にありますので、先ほどの川畑委員からもありましたけれども、ちょっと決算から離れてしまうかもしれませんが、来年度においては、また、その自給率を高める新たな仕組みづくり等も今検討しているところでありますので、そういったところで進めてまいりたいと考えております。

白石純一委員

成果説明書の161ページ、この表の下から2段、2つ目の箱の中の事業の成果というところで、小学校、括弧は飛ばしますが、は令和10年4月に、中学校は令和9年4月に統・廃合を行うという新しい目標が承認された。これは、その保護者、地域の合意を前提にということだと思ふんですけれども、その辺がここに明記されてないことですね、実は保護者の方も、この前、統・廃合対象の学校の保護者の方が、この令和9年から令和10年で決まっちゃったんだがということを言われてですね、その辺がはっきり保護者にも伝わってないのではないかと思いますので、これは一例ですけども、こうした文章でも注意をいただいて、あくまでも保護者、地域の合意が前提にということで目標にしているんですよということを明記していただきたいと思ふし、そういうことに今後も留意していただきたいと思ふますが、いかがでしょうか。

牧尾教育総務課長

おっしゃるとおり、この成果説明書の記載については、あくまでも目標が承認された、それは、学校を、総合教育会議あるいは学校規模適正化協議会の中でそういった向かうべき目標が承認されたという意味でありますので、それが必ずしもその結論、決定ではないといったところで、今現在、その目標に向かって、保護者あるいは地域の皆さんに御理解いただくような説明・意見交換会を随時開催しております。

実は、明日、あさっても未就学児の健診がございまして、その中で、未就学児の保護者の方々に説明をする予定としております。そういった中で御理解を得てまいりたいというふうに考えておりますので、そのように御理解いただければと思ふます。

白石純一委員

ここに事業の成果とありますが、実際、統・廃合される学校の保護者の方が、もう決まっちゃったんだがというようなふうに誤解されてしまったので、その辺りはしっかり、こういう文章からでもですね、ミスリードされる、誤解を招く可能性もありますので、その辺は十分に御留意いただきたいと思ふます。

次の……

濱田洋一委員長

質疑はよかったですか。

〔白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

川畑二美委員

先ほどから、成果説明の165ページなんですけど、渡辺議員や川原議員が言われる、ITのタブレットを持って帰った場合に、どうしてもおうちでWi-Fiの設備がないと、結局料金が結構かさむものですから、それなんかの指導っていうのはどのようにされてるんでしょうか。

濱崎学校教育課長

家庭にWi-Fi環境がない場合がございますので、市としてポケットWi-Fi、持ち運びできるWi-Fiを購入しております。

川畑二美委員

その購入っていうのは、その生徒さんに1人ずつタブレットと同時に渡してあるんでしょうか。

濱崎学校教育課長

希望があったら貸し出す形で各学校に準備しております。

川畑二美委員

私もポケットW i - F i を使ったことがあるんですけど、なかなかですね、通信が途絶えたり、映像を見てたりすると止まったりするんですよ。ですから、結構、場所によっては子供たちの不便、数字とか見たり、勉強してたときの教科書にはちょっとならない点もあるんじゃないかなあと思ったりするんですから。ポケットW i - F i より、なるべく、本当だったら、おうちで、今はスマホなんかがありますので、スマホのW i - F i のそういうのを、また保護者に説明していただいたりとかですね、対応すればいいんじゃないかなって思いますけど、いかがなものでしょうか。

濱崎学校教育課長

ポケットW i - F i については、S I Mフリーにしておりますので、そのS I Mがどのメーカー、キャリアであるかで通信環境というのは異なってくると思います。例えば、N T TのS I Mを入れるとこの場所でしっかりつながる。そういうような、S I Mフリーにすることの利点がございます。また、各家庭で、保護者が持っているスマホ等の携帯端末でのテザリングも可能ですので、そういった形で持ち帰りは今のところ進めているところです。

白石純一委員

成果説明書の162ページ、事業進捗状況の2番中学校の2行目、阿久根中学校オージオメーター購入、1台、12万円。このオージオメーターというのはどういったものでしょうか。

牧尾教育総務課長

オージオメーターというのは聴力検査をするための装置のことです。

聴力検査です。

白石純一委員

ほかの小・中学校には既に配置されているということですか。

濱崎学校教育課長

おっしゃるとおり、各小学校、中学校に配備されております。

白石純一委員

同じく成果説明書の164ページ、トイレ改修で洋式化が少しずつですが進んでいるんですが、この洋式化の中でみんなのトイレ、ハンディキャップ用のトイレも当然含まれていると思うんですが、そうしたトイレは、シャワートイレは付いてるんでしょうか。

牧尾教育総務課長

一般的にウォシュレットと言われるもののことだろうと思います。ウォシュレットは固有の商品名になるのかと思いますけれども、シャワートイレというところで、今、現在、市内の各学校にはシャワートイレは整備してないところでございます。

白石純一委員

ハンディキャップ用の方のトイレ等は、シャワートイレがあったほうがいいのかと思うんですが、そうしたことは検討はされなかったんでしょうか。

牧尾教育総務課長

ハンディキャップをお持ちの児童生徒、そういった方々に対しては、バリアフリーということで、段差の解消、そういった多目的トイレの利用に際して不都合のないように、支障がないように、そういったことをまずは優先して整備を進めている状況であります。

将来にわたっては、委員がおっしゃるような、そういったシャワートイレ、特にハンディキャップを有する児童生徒に対してはそういったところも視野に入れる必要はあるのかなと、今お話を伺いながら感じたところではございますが、まずはやはり、この間も議会で再三議論になっておりますトイレの洋式化、そういったところをしっかりと目標を持って取り組みながら、その先にある、またよりよい利便性向上、そういったところも踏み込んでいきたいというふうに考えております。

白石純一委員

説明書の170ページ、事業実施状況、上から3段目、3つ目ぐらいの箱ですね。事業の目的ですね、ごめんなさい。市内の小・中学校に英語教育指導助手等派遣。これは日本人というふうに理解しました。その下に、今度は中学校についてはネイティブスピーカーということですがけれども、私は、小学校こそ、小学生にこそ、発音に敏感な小学生にこそネイティブスピーカーが必要ではないかな、派遣が必要ではないかなと思うんですが、その点はどのように考えておられるでしょうか。

濱崎学校教育課長

現在の配置はですね、小学校に日本人の英語の指導助手を配置しておりますが、この理由は、小学校においては日本語を交えながら受け答えする場面も多いです。それと、小学校においては専門の英語免許を持ってない教員が指導しますので、その英語担任と指導助手とのコミュニケーションを図るためには、日本人が必要だという判断をしております。また、ネイティブスピーカーとしての部分も今御指摘がありましたが、この日本人助手2人の英語スキルっていうのは高く評価しておりますので、今のところそういう配置を考え、実施しているところでございます。

川原慎一委員

決算に関する説明書の76ページ、10款教育費3項中学校費2目教育振興費の中の部活動における地域移行協議会委員、委託料、約90万円のお金が計上されておりますが、この委託の中身というのをちょっと教えていただきたいです。

濱崎学校教育課長

76ページの部活動における地域移行協議会の委員については報償費のみでございます。委託料というのは、その下の学力知能検査業務のほうが委託業務になります。

〔川原慎一委員「ごめんなさい、分かりました」と呼ぶ〕

渡辺久治委員

成果説明書169ページ、スクールソーシャルワーカー配置事業について、もうちょっと重ねて聞きますけれども、事業実施状況にこの支援対象の会議が37回とかゼロ回とか74回というのが書いてあるんですけど、今現在、先ほどは3名の方と言われたんですけども、今現在、この3名は変わらないわけですね。

濱崎学校教育課長

おっしゃるとおり、3名でございます。

渡辺久治委員

ここに児童生徒、5年度においては児童生徒37回、家庭ゼロ回、学校74回というのがあるんですが、これ具体的にどういった数字を言ってるのかな。ちょっと教えてください。

土屋学校教育課主幹兼指導係長

スクールソーシャルワーカーが、この支援対象の延べ回数なんですけれども、1人ずつと学校を回っていく方がいる回数を、延べ回数でここに挙げているところです。

渡辺久治委員

スクールソーシャルワーカーがここに行きました、あそこ行ったということで、その回数数えてのそれということですね。ということで、家庭ゼロと、両方とも家庭ゼロなんですけれども、例えば不登校とかですよ、そういう家庭環境に関することに相談があるんですけれども、当然家庭に行って話することもあるんじゃないかなと僕は思うんですけれども、ゼロとなっているのはどういうことかなあと、ちょっとそれ思うんですが、いかがでしょうか。

土屋学校教育課主幹兼指導係長

家庭ゼロ回となっていますが、その支援の対象になって、いろいろこうソーシャルワーカーさんが関係機関と話す中で、ソーシャルワーカーさんが行くというよりも、ほかの方が行っていることもあります。なので、調整役でもありますので、関係機関と調整しながら、その回数が、実際はソーシャルワーカーさんが行くってことはなかったんですが、そういう家庭での支援はしているという実態です。

渡辺久治委員

ソーシャルワーカーの方は家庭には行ってないけど、それに関連してそういうのを行っててこともあり得るということですか。

〔土屋学校教育課主幹兼指導係長「そうです」と呼ぶ〕

実際、この3名で足りてる状況ですか。

濱田洋一委員長

先ほどの質疑に対しての答弁をちょっとお伺いしますので。

土屋学校教育課主幹兼指導係長

おっしゃるとおりです。

渡辺久治委員

3名で足りてる状況ですかということをお聞きします。

濱崎学校教育課長

お示しのとおり、今の現状では3名で対応できてると思います。また、必要に応じて福祉課との家庭相談員等との連携を含めてますので、そういう意味では現状で足りていると判断しております。

白石純一委員

成果説明書の173ページ、表の中で令和5年度の特別支援の生徒86人に対して、例えば阿久根小は4.5人。小規模校だと、例えば西目小では8人に対して指導員1人。山下小だと2人に対して支援員1人という感じなんですけれども、この割合を見ると86人に対して4.5人というのは十分な支援員の人数が割り当てられているのか、むしろ足りているのという思いを持つんですが、これは人数に対しての何か基準があるんでしょうか。

濱崎学校教育課長

年度ごとに、支援教育支援員の活動等については情報交換をしておりますが、ここに挙

げてる人数はですね、通常学級における合理的配慮が必要な児童生徒の人数でございます。特別支援学級に在籍している児童生徒ではなくて、通常学級における支援が必要な児童生徒の人数でございますので、各学級で授業する中で補助していくのが教育支援員の役割としております。

ただ、人数についてはその都度、検討していく方向で考えているところでございます。

白石純一委員

その都度、どなたかの、校長なのか教育委員会の判断でこの人数は割当ててるということですか。

濱崎学校教育課長

明確な基準は設けておりませんが、児童生徒によって、配慮が必要な支援の仕方というのが一人一人違いますので、それに応じて、聞き取りであるとか、支援員の年度を終えた後の反省等を踏まえて配置を検討しているところでございます。

白石純一委員

阿久根小の4.5人というのは十分足りているという判断でしょうか。

濱崎学校教育課長

現在のところ、この4.5人の配置で十分足りているという判断をしております。

白石純一委員

別件で、決算に関する説明書、決算に関する説明書の74ページ、2目、1款、ごめんなさい。

ちょっと待ってください。

濱田洋一委員長

10款1項ですか。10款1項。

白石純一委員

2目の、1番下ですね。

2目教育振興費の1番下の偉人マンガ製作業務。これは中尾純利さんの漫画ということによろしいんですかね。

濱崎学校教育課長

おっしゃるとおりでございます。

白石純一委員

これは小・中学生、阿久根市内の小・中学生に配布されたという理解でございますが、これ、一般市民の方からもですね、買えないのかという問合せもありましたが、売っていないということでした。一般市民の方、例えば、市内の小・中学生ではないけれども、市外に住んでるお孫さんとか、親戚の子供たちにも十分お見せしていいものだと思うんですけども、そうした小・中学生で配布する以外に、市民の方に届ける手だてはされていないのでしょうか。

濱崎学校教育課長

この事業がですね、B & Gの助成からしておりますので、現在のところ、小・中学校児童生徒に配布しているところになっております。

今後については、また、検討の必要はあるかもしれません。

白石純一委員

残数はかなりあるんでしょうか、ほとんどないんでしょうか。

あるのでしたら、何らかの方法で希望者に、市民に呼びかけて抽せんとか、あるいは販売とかでお分けることはできないのでしょうか。

濱崎学校教育課長

残数についてはございません。

濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項の審査を一時中止します。

〔教育総務課、学校教育課、学校給食センター退室〕

濱田洋一委員長

この際、午前中の審査を中止し、休憩いたします。

(休憩 午前11時53分～午後1時2分)

〔水道課入室〕

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第6号を議題とします。

水道課長に説明を求めます。

垂水道課長

令和5年度阿久根市水道事業会計の決算につきまして御説明いたします。

決算書の7ページをお開きください。

初めに、令和5年度阿久根市水道事業報告書の(1)概況のア、総括事項から御説明いたします。

初めに、業務量についてです。

令和5年度末における給水戸数は9,498戸、給水人口は1万8045人で、前年度に比べ給水戸数で94戸、給水人口で386人の減となりました。また、年間の有収水量は266万1902立方メートルで、前年度より7万9769立方メートル、2.91%の減となりました。一日当たり平均では、一戸当たり766リットル、一人当たり403リットルの水道水を使用したこととなります。

次に、経営状況についてであります。

事業収益は前年度より952万9279円、1.67%の減となりました。一方、総費用は、前年度より1836万96円、4.08%の減となりました。損益勘定における収支は1億2858万7344円の当年度純利益となり、前年度より883万817円、7.37%の増となりました。

次に、資本的収支につきましては、資本的支出合計2億5300万5888円に対し、資本的収入は128万8000円で、その収支差不足2億5171万7888円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額730万5786円と、減債積立金7321万232円と、建設改良積立金19万5209円と、当年度分損益勘定留保資金1億7100万6661円で補填いたしました。起債借入れについては、当初3,000万円を予定していましたが、補填財源を確認した上で、後年度の企業債利息の負担抑制を優先し、借入れを行いませんでした。

次に、建設工事の内容について、令和５年度は、市道堂山牧内線消火栓設置工事、市道上原馬場線配水管布設替工事、市道新城線配水管布設替工事、山下浄水場曝気塔送風機取替工事、市道槁之浦豊受神社線配水管布設替工事、市道瀬之浦平床線配水管布設替工事、市道下村線配水管布設工事、大川浄水場取水口修繕工事を実施し、施設の整備に努めました。

次に、経営指標に関する事項につきましてですが、経常収益を経常費用で割り算出する経常収支比率は健全経営の水準である100%を超えており、供給単価を給水原価で割り算出する料金回収率も前年度より改善し100%を上回りました。しかし、給水収益以外の収入に依存している状況に変わらないことから、引き続き経費削減などにより一層の経営改善を図っていく必要があります。有形固定資産減価償却率と管路経年化率につきましては、前年度より増加しており、施設の老朽化が進んでいることを示していることから、引き続き計画的な施設更新に取り組み、水道水の安定供給を図ります。

次に、８ページに、イ、経営指標に関する事項、ウ、議会議決事項、エ、行政官庁認可事項、オ、職員に関する事項及び、カ、料金その他供給条件の設定変更に関する事項、それと次の９ページに、(2)工事として、ア、建設工事、イ、改良工事のそれぞれの概況をまとめて記載しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

それでは１ページにお戻りください。

水道事業決算報告書の予算額決算額及びその増減について御説明いたします。

初めに、(1)収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

第１款水道事業収益は、当初予算額５億7228万7000円、補正予算額等ゼロ円に対し、決算額は５億9883万2489円であり、予算額に対し2654万5489円の増となっています。

第１項営業収益の予算額に対する決算額の増は、水道料金調定額が予算額に対して2115万5523円の増であったこと、水道新設に係る給水負担金が見込みより伸びたことで、予算額に対し169万4000円の増であったことが主な理由であります。

第２項営業外収益の予算額に対する決算額の増は、統合水道に係る普通交付税措置額が単位費用額増により増額されたことため、一般会計補助金が376万円余りの増額となったことが主な要因です。

第３項特別利益の決算額はありませんでした。

次に、支出について御説明いたします。

第１款水道事業費用は、当初予算額５億5298万1000円、補正予算額ゼロ円、合計５億5298万1000円に対し、決算額４億6278万4908円で、不用額9019万6092円となりました。

第１項営業費用の不用額7902万4941円の主なものは、原水費の手数料、修繕費、動力費、薬品費等の執行残などで、不用額約4,790万円。配水及び給水費は、会計年度任用職員１名を雇用しなかったことによる報酬、手当、法定福利費の執行残と備消耗品費、漏水調査業務などの委託料、賃借料、修繕費等の執行残などで、不用額約1,338万円。業務費では、会計年度任用職員１名を雇用しなかったことによる報酬等の執行残と、職員１名が年度途中で異動したことによる人件費の執行残と備消耗品費、通信運搬費、手数料等の執行残などで不用額約1,079万円。総係費では、時間外手当、旅費、備消耗品等の執行残などで不用額約159万円などがあります。

第２項営業外費用は、当初予算額5036万6000円、補正予算なしに対し、決算額4319万5849円で、不用額717万151円となりました。不用額の主なものは、消費税・地方消費税の

確定による不用額であります。

第4項予備費の充用はありませんでしたので、予算全額400万円が不用額となりました。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入から御説明いたします。

第1款資本的収入は、当初予算3136万1000円に対し、決算額は128万8000円です。これは市道堂山牧内線に消火栓1基を新設したことに対し、第2項の負担金で一般会計から受け入れたものと、第1項の企業債3,000万円について、補填財源を確認し、後年度の負担軽減のため起債借入れを抑制したことによるものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第1款資本的支出につきましては、当初予算額2億6341万2000円、補正予算等はなく、決算額は2億5300万5888円となり、不用額は1940万6112円となりました。

第1項建設改良費は、予算額8917万3000円に対し、決算額は8176万9245円となり、不用額は740万3755円となりました。

不用額の主なものは、原水設備改良費の工事請負費と、配水設備改良費の委託料、工事請負費の執行残で約621万円、固定資産購入費のうち工具器具及び備品購入費で購入した検針用機器購入の執行残が約28万円、新設メーター購入等の執行残が約62万円などであります。

工事内容につきましては、決算書の9ページの建設工事及び改良工事の概況や12ページの重要契約の要旨に記載しておりますので御参照ください。

2ページに戻ります。

支出の第2項企業債償還金は、決算額1億7123万6643円です。企業債償還につきましては、決算書20ページから21ページにかけて、企業債明細書に記載しております。この企業債明細書は平成5年度から令和元年度までに資金運用部資金などから借り入れた各企業債の一覧表であり、令和5年度末における未償還残高は、21ページ合計欄に記載のとおり、16億9534万7324円となっております。

再度、2ページにお戻りください。

第3項投資及び基金、第4号予備費については、執行はありませんでした。

次に、3ページの令和5年度阿久根市水道事業損益計算書につきまして、その主なものを御説明いたします。金額は消費税抜きであります。

1、営業収益は3億9102万8363円であり、前年度と比較して964万1413円、2.41%の減となりました。水道料金及び給水負担金による収益である給水収益は、前年度比966万5713円、2.43%の減であり、消火栓維持管理費分他会計負担金、開栓・閉栓・検査・督促等の手数料等の収益であるその他営業収益は、前年度比2万4300円、1.05%の増となりました。

2、営業費用は、前年度と比較して1652万688円、3.91%の減となりました。内訳は、原水費が4.35%、配水及び給水費が2.27%、業務費が14.23%、減価償却費が0.65%、資産減耗費が99.33%、それぞれ減となり、総係費が1.33%の増となりました。営業収益から営業費用を差し引くと、1502万5915円の営業損失となり、前年度と比較して687万9275円、31.40%の減となりました。営業損益は少し改善しましたが、営業損失を計上していることに変わりはなく、今後も給水収益の極端な増収は見込めないことなどから、より一層の経費削減に取り組み、営業収支の改善を図りたいと考えておりますが、電気料金の高止まりや人件費、材料費の上昇などが想定されており、厳しい状況ではあります。

3、営業収益は受取利息、他会計補助金、資本費繰入収益、原子力立地給付金等の雑収益及び減価償却に応じて取得時の補助金等を収益化する長期前受金戻入などで、前年度と比較して11万2134円、0.07%の増となりました。このうち他会計補助金は、統合水道に係る普通交付税措置額分の3940万2983円と、簡易水道事業分企業債の令和5年度分償還金利子分のうち簡易水道債分50%分と、過疎債分70%分の775万860円と、児童手当分の42万円の合計であります。資本費繰入収益は、簡易水道事業分の企業債の令和5年度分償還金元金分のうち、簡易水道債分50%分と過疎債分70%分の合計であり、繰入基準に準じた額を繰り入れております。この資本費繰入収益は未処分利益剰余金を処分するときに、減債積立金を積み立てる処分を行い、後年度における資金的支出の財源として充当し、資本金に組み入れていくこととなります。

4、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費と雑支出で、前年度と比較して183万9408円、6.77%の減となりました。企業債償還に係る利子分が241万2887円の減となったことが主な理由であります。雑支出の主なものは、消費税計算で特定収入となる他会計補助金分の消費税分を雑支出として処理した額374万8600円が主なものであります。

5、特別利益、6、特別損失はありませんでした。

当年度純利益は1億2858万7344円となり、前年度と比較して883万817円、7.37%の増となりました。この当年度純利益と、前年度繰越利益剰余金と、今年度の資金的支出に補填した減債積立金と、建設改良積立金の合計であるその他未処分利益剰余金変動額との合計3億9422万6271円が令和5年度末における未処分利益剰余金となりました。

次に4ページをお開きください。

水道事業剰余金計算書であります。

左側の資本金につきましては、前年度の剰余金処分の議決により、減債積立金取崩し額分と建設改良積立金取崩し額分の合計7409万5175円を組み入れた結果、令和5年度末における資本金は20億4241万5934円となりました。剰余金のうち資本剰余金は、変動はありませんでした。

次に、利益剰余金につきましては、減債積立金を前年度の議決により7321万232円積み立て、その全額を当年度の資金的支出の補填財源としたことから、令和5年度末残高はゼロ円となりました。

建設改良積立金は、前年度の議決に基づき1億円を積み立て、当年度において19万5209円を資金的支出の補填財源としたことから、年度末残高は8億9008万209円となりました。令和5年度末における積立金は、建設改良積立金の残高のみであります。

次に、未処分利益剰余金につきましては、令和4年度末における未処分利益剰余金から資本金への組み入れを7409万5175円、減債積立金に7321万232円、建設改良積立金に1億円積み立てたことにより、処分後残高は1億9223万3486円となり、減債積立金と建設改良積立金を資金的支出の補填財源として取り崩した分と当年度の純利益を加算した当年度末残高は3億9422万6271円となりました。

次に、下段の令和5年度の剰余金処分計算書案につきまして御説明いたします。

資本金につきましては、資金的支出の補填財源として取り崩した減債積立金と建設改良積立金の合計額を資本金へ組み入れる処分案としました。また、未処分利益剰余金につきましては、当年度末現在高から資本金へ組み入れた分を減額し、令和5年度に受け入れた資本費繰入収益額と同額を減債積立金へ積み立て、さらに後年度の資金的支出の財源を確

保するため、建設改良積立金へ1億円積み立てる処分案とし、処分後の未処分利益剰余金残高を1億4783万3483円にしようとするものであり、さきの第3回定例市議会において議決いただいたところでございます。

次に、5ページの貸借対照表について御説明いたします。

資産の部の1、固定資産につきましては、19ページをお開きください。固定資産明細書により御説明いたします。

初めに、有形固定資産の土地、立木、建物については、増減はありません。

構築物の増加額5010万8184円は、市道堂山牧内線消火栓設置工事、市道上原馬場線配水管布設替工事、市道新城線配水管布設替工事、市道槁之浦豊受神社線配水管布設替工事、市道瀬之浦平床線配水管布設替工事、市道下村線配水管布設工事、大川浄水場取水口修繕工事のそれぞれの工事費の税抜額の合計となっております。

構築物の減少額34万7052円は、配水管布設替工事における既設管の撤去により除却したものであります。機械及び装置の増加額349万7585円は、新設した量水器分と、山下浄水場曝気塔送風機取替工事によるものであり、減少額3万2320円は、廃止された量水器を除却したものであります。

工具器具及び備品の増加額1374万600円は、上水道施設情報管理システムWebサーバ移行業務委託とSmart検針システム用機器購入によるものであります。

次に、建設仮勘定の増加額700万円は、宮之前水源系概略計画業務委託によるものであります。前年度末残額の49万円は、県道脇本赤瀬川線配水管仮設工事分であります。

この結果、令和5年度末の有形固定資産現在高は87億8934万5399円となり、この額から減価償却累計額を差し引いた48億3729万8183円が有形固定資産合計額となります。前年度と比較して1億4441万5732円、2.90%の減となっております。

無形固定資産は10万500円、投資は60万7000円であり、どちらも前年度からの増減はありません。

5ページにお戻りください。

固定資産合計は48億3800万5683円となりました。

次に、2、流動資産についてですが、現金預金は過年度損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金などで12億4209万4630円であり、前年度末と比較して5230万809円、4.40%の増となっています。未収金は690万7512円ですが、貸倒引当金を13万2480円引き当て、677万5032円となり、引当前の額で前年度末と比較すると53万7248円、7.22%の減となりました。その内訳は、現年度分の未収給水収益2,001件、525万5432円、過年度分の未収給水収益635件、165万2080円であります。また、貯蔵品は量水器5個分、1万6550円です。

流動資産合計は、12億4888万6212円で、前年度末と比較して5172万7751円、4.32%の増であります。

資産合計は60億8689万1895円となり、前年度末と比較して9268万7981円、1.50%の減となりました。

次に負債の部であります。

3、固定負債のうち企業債は、1年以内に返済期限の到来しないものであり、引当金は修繕引当金であり、固定負債合計15億5455万9403円となり、前年度末と比較して1億5486万7921円、9.06%の減となりました。

4、流動負債のうち未払金は、旧簡易水道施設中央監視制御及び計装設備保守点検業務

委託料、上水道中央監視制御及び計装設備保守点検業務委託料、未払消費税などが主なものであります。

企業債は、令和6年度に返済する予定のものであります。

引当金は賞与引当金で、令和5年度末職員に対し、令和6年6月支給見込みの期末勤勉手当相当分及び法定福利費のうち、令和5年12月から令和6年3月分の勤務に係る額を令和5年度費用として計上したものであり、この引当分については令和6年6月支給の期末勤勉手当及び法定福利費に全額引当てております。

流動負債合計は1億8613万4281円となり、前年度末と比較して1982万2874円、9.62%の減となりました。

5、繰延収益のうち長期前受金は、これまでの減価償却に相当する分を収益化した長期前受金収益化累計額を差し引き、繰延収益合計は10億1947万5797円となり、前年度末と比較して4658万4530円、4.37%の減となりました。

負債合計は27億6016万9481円となり、前年度末と比較して2億2127万5325円、7.42%の減となりました。

次に資本の部の6、資本金は、前年度に取り崩した減債積立金と建設改良積立金の合計7409万5175円を資本金に組み入れたことにより3.76%の増となりました。

次の利益剰余金は、減債積立金ゼロ円、建設改良積立金8億9008万209円、当年度末処分利益剰余金3億9422万6271円となり、利益剰余金合計及び剰余金合計とも12億8430万6480円であります。前年度末と比較して5449万2169円、4.43%の増となりました。

資本合計は33億2672万2414円となり、前年度末と比較して1億2858万7344円、4.02%の増となりました。

負債資本合計は資産合計と同様に、前年度末と比較して9268万7981円、1.50%の減となりました。

6ページは重要な会計方針に係る事項に関する注記などを記載してございます。

7ページから9ページは先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

10ページは、漏水防止工事の件数、水道メーターの新設、取替等の件数、水道事業における業務量について掲げたものであります。令和5年度における1立方メートル当たりの供給単価は、146円2銭となり、1立方メートル当たりの給水原価は144円11銭となりました。人件費などの経費削減に努めた結果、昨年度に引き続き、供給単価が給水原価を上回る結果となりました。

11ページは事業収入及び事業費用に関する対前年度比較。

12ページは、未収金及び未払金に関する事項と重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況でございます。

13ページは、期中に現金がどのように増減し、期末にいくら残っているのかを示すキャッシュフロー計算書でございます。資金期末残高は、期首残高より5230万809円、4.40%の増となりました。

14ページから18ページは、収益的収支の明細書と資本的収支の明細書でございます。

19ページは、先ほど御説明いたしました固定資産明細書でございます。

20ページは、旧上水道事業において借り入れた企業債明細、21ページは、旧簡易水道事業において借り入れた企業債明細と両方の合計の企業債明細書でございます。

以上で令和5年度阿久根市水道事業会計決算の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

7ページの給水量の件なんですけども、1人当たり平均403リットルというのは、実感よりも大分多いような気がするんですけれども、そこら辺はどういうふうに考えていますか。

垂水道課長

これは、もう単純に有収数量を給水人口、戸数等で割っただけでございますので、それぞれもっと多く使われる方もいらっしゃる、少ない方もいらっしゃるというふうに、まあ平均を出すということで、毎年ここでどのぐらいの使用量があるのかということの目安として書かさせていただいているものであります。

実感としてはばらつきがあると思います。

竹原信一委員

いや403リットルですよ。かなり多くないですか。そこですよ、実際本当にたくさん使ってる何かあるんでしょう。

垂水道課長

403リットル、多いか少ないかという議論は、なかなか一人一人の生活のスタイルにも影響するかと思いますけれども、湯舟を、標準的な湯舟ですけれども、大体、1回入れ替えると200リットルぐらい、仮にシャワーを15分ぐらいですかね、使うと湯舟1杯分ぐらいを消費してしまうということもありますので、生活スタイルにもよるかもしれませんが、1人が毎日、1日ですね、シャワーを15～20分浴びると200リットルぐらいは、単純にそれだけで消費すると。あと、旧式のトイレであると1回の水洗の流す量が10リットルを超えている場合もございますので、毎日いらっしゃるわけではないですし、生活スタイルも違いますので、それぞれだと思いますけれども、単純に先ほども申し上げましたけれども、1人当たりは給水人口で割ったのみということでございますので、例えば企業の分が含まれていたりとか、会社で生産のために使う水道も含めた上での有収水量ですから、それを人口で、給水人口で割ってますので、1人当たりの本当の実感的な使う量になっているかというのは、難しいところではあると思います。

竹原信一委員

あのね、これ差があり過ぎるんですよ。事業所にたくさん使ってるかもしれないとかね。そういったことというのは、この水道の供給する側、水道課はやっぱ把握しなきゃいけないじゃないですか。今の説明では、よく分からんけども使われてる。これ平均でございますがと、その説明はね、どうもこのね、理解されてないんだなという気がしてなりません。家に2人おったら800リットルですよ、3人おったら1,200リットルですよ。ちょっと調査する必要があると思います。

それから、次にですね、布設替工事なんですけども、水道管というのは土の中にありますから、外側から見ても分からないんですよ。これは布設替工事が必要だというふうに判断する方法はどんなふうになってるんですか。

垂水道課長

1番優先的に行っているのは、漏水が、小さな漏水工事ですけれども、頻繁に起こる路

線をまず優先はしております。

それと、耐用年数がかなり過ぎているところ、例えば、昔、簡易水道の時代に、パイプの種類ですね、材質が古いものとか、いうものを優先したりとか、あと、接続する場所、例えば、その赤瀬川脇本線ですけれども、そこが、県道が改良工事が入ってますので、改良工事が行われるときのタイミングに合わせて、せつかく改良工事が終わった道路を改めて水道課が掘ることがないように、優先的にそういうところは先に布設替えをしていくというものもございます。

竹原信一委員

実際はですね、水道管がどの程度の状態になってるかっていうのは、掘り出してみたときにははっきり分かるわけですよ。今まで工事したときに、掘り出した水道管の状態というのを業者は多分知ってます。

水道課の人たちは、そのようなものを確認したことがありますか。まだ早かったかもしれないなあ、あるいはもっとたくさんしなきゃいけないんじゃないかと。そういうのを見ながら、次の水道管の布設替工事のね、資料にしていかなきゃいけないじゃないですか。やってるんですか。

垂水道課長

やっています。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

ほかにありますか。

〔竹原信一委員「まだあるって」と呼ぶ〕

続きですか。

竹原信一委員

それから、次のところの、同じ7ページの、給水収益以外の収入に依存しているというところをちょっと、依存している状況に変わらないという、ちょっと、このところもっと詳しく説明してもらえませんか。7ページの最後から5行目の依然として給水収益以外の収入に依存しているというのはどういうことかを説明してください。

垂水道課長

3ページをお開きください。

3ページに損益計算書を掲示してございますが、1番目が営業収益、2番目が営業費用となっておりまして、その下に営業損失、三角で1502万5915円、ここが営業利益になるのが本来の水道事業としての姿と言われております。ここが、本業である水道の水道水を供給することによって、水道水の供給に係る費用を賄うということでございます。

ただ、現状としては、阿久根市の場合は、阿久根の水道事業の場合は、営業の本業にかかる費用を賄えてないということ。じゃあどうしているかといいますと、その下の3、営業外収益、こちらが1億6893万3727円、その下4、営業外費用2532万468円。この差、横に出てますけれども1億4361万3259円。これで営業損失を埋めているということになります。

竹原信一委員

営業外収益というのは、実際には何の収益なんですか。

垂水道課長

3ページの3に書いてございますとおり、営業外収益、1番は受取利息、2番は補助金、

3番は他会計補助金。

〔竹原信一委員「ちょっと待って、まだ、ゆっくり言って」と呼ぶ〕

3番の営業外収益を御覧ください。そこに計上してあります1番から6番までの内容でございます。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

〔竹原信一委員「よく分からんなあ」と呼ぶ〕

ほかにありますか。

竹之内和満委員

まずですね、決算審査意見書の17ページ、ここに比較損益計算書がございますので、そこでちょっと話したいと思います。この比較損益計算書の中の営業外収益、1番受取利息、これが5年度は9万2021円、4年度が82万3108円、相当少なくなってるんですが、その理由は何でしょうか。

垂水道課長

定期預金利息の率が、定期預金利息が、率が下がったことによるものであります。

この定期預金率につきましては、年度の頭から年度の末まで定期預金をしておりませんので、前の年度に定期預金化したものが5年度に入ってくる、4年度に入ってくるということがあります。5年度に入ってきた定期預金利息の利率がですね、4年度中に預けたときはもう既にかなり低かったということで、受取利息は減ったということであります。

竹之内和満委員

受取利息は預金利息だけの科目になるわけですか。

垂水道課長

そのとおりです。

竹之内和満委員

分かりました。

次のページの比較貸借対照表なんですが、18ページ、この中で、金額のですね、差額があるのは有形固定資産と工具器具及び備品。これが、4年度が123万9631円が5年度は1489万7809円ということで大幅に増えてるんですが、これはどういうのを購入したとかあれば教えてください。

垂水道課長

検針用の器具を購入し直したことが一つですね。それと、上水道の施設の情報Webサーバを購入しました。それが1番大きなものです。それと、新規の家の量水器などが含まれております。

1番大きく差が出たのは、検針用器具をこれまでリースをしてましたけれども、リース料率分を払うのがもったいないですので、一気に買い取ったということと、Webサーバーのシステムを構築したということが大きな要因であります。

竹之内和満委員

了解しました。

もう一つなんですが、これは決算書のほうですね、水道事業会計の決算書の10ページなんですが、表の中に有収率というのがあります。排出する水量と料金として収入のあった水量の比較ということなんですが、4年度が77.97%、令和5年度が77.63%、その前も

78.64%。大体このあたりに、8割を切る程度がずっと、相当前から10年以上続いていると思うんですが、もうやはり80%を超えるというのは難しいですかね。やっぱり77~78%、この辺りになってしまうんでしょうか。

垂水道課長

布設替えを続けてはいるんですけども、やはり老朽管の割合がかなり大きいということ、先ほどもちょっと説明をいたしましたけれども、老朽化率も伸びてくる、配管の更新が遅れているという部分もあるということもあるのかと思いますが、どうしても上水道事業だけではなくて、旧簡易水道事業を引き取った上での有収率になっておりますので、なかなか伸ばし切れてないところが事実なところであります。

ただ、随時漏水修繕を行いながら布設替も取り組んでおりますので、将来的にはやっぱり80を超える有収率になるようにということで目指して取組を進めているところであります。

現状では、努力が足りないと言われればそこまでなんですけれども、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

渡辺久治委員

会計、決算書の9ページですね。

建設工事の概況と改良工事で、配水管工事の新設が1件と布設替えが4件あるんですけども、これは全てがH I V P管なんですけれども、当然、今はもうH I V Pだと思うんですけども、これ、当面まだH I V Pで行くんですか。

垂水道課長

H I V PのR Rロングといいまして、ラバーリングですね、ラバーリングって言って、抜け防止がついてるやつで、ロングですので、つなぎ目が長いということで、耐震の基準を満たしているというものであります。

このほかにもハイポリと言いまして、強度の強いと言われているポリエチレン管も出たりしてますけれども、以前もお話をしたかもしれませんが、なかなかこの工事をするときにですね、既存の指定工事店の皆さんというのは、このハイポリのための器具をまだおそろいでない方もいらっしゃるということで、新築の家の取り出しの工事をするときに、我々のほうでハイポリを布設してあると、それ専用の器具を準備しなきゃならないということ。

ハイポリとH I V Pの耐用の違いっていうのは、メーカーの耐用年数ではちょっと違いがありますけれども、基本的にやはり100年も持たせるという管を無理やり使う必要があるのかっていうこと。

単価的にもかなり違いますので、我々としては、H I V PのR R、ラバーリングのロング、接続の長いやつを使って耐震に対応できるというふうにして、工事の材料の扱いやすさ、単価の問題等々を検討した上で今使っているところであります。

今後につきましても、当面は、小径管、小さな口径のやつにはこれでいこうかなというふうにしてますけれども、いずれ全国的にもですね、ハイポリが普及してくれば、それぞれのところもハイポリの取り出しの器具を準備されると思いますので、それに合わせてやっていくことも出てこようかと思います。ただ、大口径につきましては、このH I V Pではなくて、ダクタイル鋳鉄管とかですね、もっと大きなものを使用することになろうかと思います。

渡辺久治委員

ダクタイル鋳鉄管はまだかなり残ってるんですか、阿久根市内には。

高口水道課長補佐兼工務係長

ダクタイル鋳鉄管につきましては、口径にもよりますけれども、大口径と言われる200ミリ以上とかですね、そういった口径の工事に関して、今のところ、現時点ではないものですから使用しておりませんけれども、口径が大きくなりますと耐震性等を、耐震を有するものでなければなりませんので、ダクタイル鋳鉄管を一応、阿久根市としては採用しているところであります。

渡辺久治委員

今、ポリエチレン管がですね、今、耐震性であるとか、耐久性も100年近く持つということで、こっちのほうに移っていくのかなと僕は思ってたもんだから、でも今、引込線のほうは、引込みのほうもポリエチレン使うところもありますが、阿久根市でもその引込線をポリエチレン使ってますかね。

高口水道課長補佐兼工務係長

取出しにつきましても、ポリエチレン管を使われる場所もありますけれども、基本的には大体H I V Pが多いかと思います。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

〔渡辺久治委員「はい」と呼ぶ〕

ほかに質疑ありませんか。

竹原信一委員

誠に申し訳ありませんけど、その営業外収益の中身の他会計補助金、繰入収益、ここの中身を教えてください。

濱田洋一委員長

何ページでしょうか。

竹原信一委員

3 ページ、3、営業外収益の中身の(3)他会計補助金、(4)資本費繰入収益、それから大きな長期前受金、この中身を教えてください。

垂水道課長

営業外収益の1番は受取利息。これは定期預金利息がもうほぼ全てでございます。補助金はゼロ。

他会計補助金につきましては、統合水道に係る普通交付税措置額、あと簡易水道。

〔竹原信一委員「普通交付税いくらですか」と呼ぶ〕

普通交付税措置額分が3940万2983円、次に簡易水道事業分、企業債の令和5年度分償還金利子分のうち簡易水道債分50%分と過疎債分70%分の775万864円と、児童手当分について42万円の合計となっております。

資本費繰入収益、これは簡易水道事業債分の企業債ですね、令和5年度分の元金償還金分のうちの簡水債分の50%と過疎債分の70%分の合計となっております。これは繰出基準、繰り出しにしているという基準ですね、割合が決まっていますので、それに基づいて計算した額全てでございます。

それと、雑収益につきましては、本業と違う分の、例えば原子力立地給付金とかですね、

そういうものが入っておりますのね、原子力立地給付金などということで御理解いただければと思います。

あと、長期前受金戻入というのは、以前施設を造るときにですね、補助金等々で造った場合、減価償却をするたびに、全額減価償却費として、費用として引くのではなくて、そのときに補助金を受けた分については戻入として収入して、費用の額を抑えなさいという会計への制度になってますので、それを毎年減価償却に合わせて長期前受金戻入ということで計上しているものであります。これはもう減価償却をするたびに出てくる、計算で出てくる総額でございます。

以上が、営業外収益となっております。

濱田洋一委員長

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第6号の審査を一時中止します。

この際、暫時休憩します。

〔水道課退室〕

(休憩 午後1時53分～午後2時9分)

〔総務課（消防係以外）入室〕

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、認定第1号を議題とし、総務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を行います。

中野総務課長

認定第1号中、総務課の所管する事項について御説明をいたします。

初めに、主要事業の成果説明書について御説明をいたします。

成果説明書の1ページをお開きください。

初めに、職員研修事業については、職員の事務処理能力及び政策形成能力等の向上を目的に実施する研修等に係る費用であり、自治研修センター等への委託研修や市の独自研修のほか、総務省への研修派遣等を引き続き実施し、職務に対する意識を高め、事務処理能力の向上に取り組んだところでございます。

令和5年度においても、研修機関への積極的な研修参加や独自研修による職員の能力開発、事務処理改善につながる研修を実施するとともに、心身の健康保持を目的としたメンタルヘルス研修や若手職員を対象としたコミュニケーション力アップ研修なども開催したところです。

今後も、役職や勤務年数等に応じた各種研修等を通じ、職務等に応じたスキル、能力開発を図り、組織力を強化していく必要がございます。

2ページになりますが、防犯灯LED化推進事業は、各区が設置・管理している防犯灯のLED化を推進するため、事業を実施する市防犯組合連絡協議会に対し補助金を交付しているものです。

本事業は、令和元年度から令和5年度までを実施期間として整備を進めたもので、昨年

度末において、市内の防犯灯総数1,501灯のうち76.9%のLED化が図られ、各区の電気料の低減をはじめ、防犯効果の向上等にも寄与しているところです。今後、LED灯への切替えが必要となる防犯灯については、各区の要望を市防犯組合連絡協議会で取りまとめ、調整を図りながら順次切替えを行っていく計画であります。

なお、本事業はまちづくりビジョンの取組状況の32ページに記載があり、令和5年度の事業評価は、事業が順調に進んでいることから。

〔白石純一委員「ちょっと待ってください。まちづくりビジョンをまだ開けていません。はい」と呼ぶ〕

本事業は、まちづくりビジョンの取組状況の32ページに記載があり、令和5年度の事業評価は、事業が順調に進んでいることから、評価はAとなっているところでございます。

次に、成果説明書の3ページになりますが、デジタル田園都市国家構想交付金事業、住民窓口の多様化モデル構築業務、いわゆる、書かない窓口の導入事業については、高齢者や仕事の都合等で市役所の開庁時間内に窓口で手続が行えない方などに対し、個々の事情等にかかわらず行政サービスの申請手続が行えるよう、マイナンバーカードを活用した新たな手続方法を導入し、申請者及び職員の負担の軽減を図ることを目的に実施をいたしました。

児童手当や介護保険の各種申請など、計26の手続において導入し、事業の成果として、マイナンバーカードによる個人認証を行うことで、手続時に何度も同じ項目を手書きする必要がなくなると同時に、時間と場所にとらわれることなく手続ができるようになったところです。また、コンビニ交付と同様に、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書等の取得時には申請書の記入が不要となったところです。課題としては、今後もさらに利用拡大に向けての周知が必要であり、また、対象手続の追加を図る必要があると考えているところです。

以上で、成果説明書の説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主な事項について御説明いたします。

決算に関する説明書は33ページ、事項別明細書は14ページをお開きください。

歳出から御説明をいたします。

第2款総務費1項1目一般管理費は、主に総務課の職員等の人件費や区長業務委託料、防犯活動に係る費用であります。

それでは、節ごとにその主な事項について御説明いたします。

1節報酬は、電話交換・放送業務、市民相談窓口事務、集落支援員の各会計年度任用職員の報酬が主なものであり、2節給料から4節共済費までは、特別職3名と職員の人件費及び会計年度任用職員等の社会保険料であります。3節職員手当等には、特別職及び一般職員の退職手当に係る県市町村総合事務組合負担金が含まれております。8節旅費は、特別職を含む職員分の普通旅費及び会計年度任用職員等の通勤費相当額であり、9節は市長の交際費であります。説明書は34ページ、事項別明細書は15ページに入り、12節委託料は、説明書の備考欄に記載のとおり、顧問弁護士委託料のほか6件の委託料であります。昨年度から、安全衛生推進業務として、労災事故の防止等を目的に、労働安全衛生コンサルタントの資格を有する方に労務現場の巡視と事故防止策等へのアドバイスをいただき、安全な職場環境の維持に役立てているところです。18節負担金、補助及び交付金は、説明書備考欄に記載の各種団体への負担金や補助金であり、主要事業の成果説明書で御説明した防犯灯LED化推進事業補助金のほか12件であります。24節積立金は、退職手当に係る

市町村総合事務組合負担金の精算時の不足分を補うために積み立てている退職手当準備基金について、昨年度は利子分のみを同基金に積み立てたものであります。なお、令和5年度末の退職手当準備基金残高は、1億8196万5209円となっております。

次に、2目職員研修費は、主に職員の執務能力の向上を目的とした研修会等への参加に係る費用であります。

8節旅費は、総務省への派遣研修に係る旅費や各種研修会への参加に係る旅費が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金は、研修会参加に係る負担金が主なものであります。

次に、3目広報費は、主に広報あくねの発行や区の放送施設の整備に係る補助金であります。

10節需用費は、広報あくねの印刷代が主なものであり、11節役務費は、広報あくねの発送経費が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金は、梶之浦西区において、区の放送設備をデジタル無線放送設備へ更新を行った広報用放送施設整備事業補助金が主なものです。

次に、4目文書費は、例規システムの運用や図書追録費、印刷機等の借上げに係る費用が主なものであり、12節委託料は、例規集のデータ更新等業務委託料、13節使用料及び賃借料は、例規執務システム使用料と高速印刷機等のリース料が主なものであります。

説明書は35ページ、事項別明細書は16ページに入り、7目財産管理費のうち、総務課分は主に公用車の運行や管理にかかる費用であります。

1節報酬は、マイクロバス等を運転する会計年度任用職員の報酬であり、10節需用費のうち、総務課分は1053万7017円で、公用車の燃料代や車検整備時等の修繕費用などであり、11節役務費のうち、総務課分447万7114円は、公用車の自動車損害保険料及び車検整備等に係る手数料などです。13節使用料のうち、総務課分は71万9500円であり、職員等の出張時における高速道路のETC利用料金です。

説明書は37ページから38ページにかけて、事項別明細書は17ページから18ページになります。

13目交通安全対策費は、各種交通安全施策の実施に係る費用であります。

1節報酬は、交通安全指導業務会計年度任用職員の報酬であり、18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区交通安全協会への負担金のほか2件であります。交通安全対策事業に関するまちづくりビジョンの取組状況については、資料の32ページに、交通事故発生件数が記載をされています。令和5年度の交通事故発生件数は31件であり、基準値及び目標値を下回っていることから、評価はAとなっております。

説明書に戻りまして、説明書は38ページ、事項別明細書は18ページになります。

16目庁舎管理費は、市庁舎の維持管理にかかる費用が主なものです。

1節報酬は、庁舎・公用車管理員及び市役所庁舎警備員の会計年度任用職員の報酬であり、10節需用費は、庁舎における光熱水費と燃料費が主なものであります。12節委託料は、説明書備考欄に記載の冷暖房機保守点検業務ほか14件の庁舎管理業務委託料などです。説明書は39ページに入り、17節備品購入費は、本庁舎1階南側フロアの記載台や市民ホールのハイカウンター等の購入費であります。

次に、17目電算管理費は、市の各種電算システムの運用に係る費用であります。

1節報酬は、電算関係の情報管理事務会計年度任用職員の報酬であり、10節需用費は、

電算関係の消耗品等の購入費が主なもので、11節役務費は、庁舎及び庁外施設等の電算専用回線使用料が主なものであります。12節委託料は、決算に関する説明書は39ページの備考欄に記載されている電算システム等保守点検業務ほか、システムの更新や機器の保守、また、主要事業の成果説明書で御説明いたしました住民窓口の多様化モデル構築事業の費用も含まれているところです。13節使用料及び賃借料は、システム機器やパソコン等のリース料が主なものであります。事項別明細書は19ページに入り、18節負担金、補助及び交付金は、住民記録や財務会計システムなどの利用に係る電算システムサポート負担金が主なものであり、説明書備考欄に記載の地方公共団体情報システム機構への負担金ほか5件であります。

次に、説明書は70ページ、事項別明細書は44ページになります。

第9款消防費1項4目災害対策費は、防災行政無線の整備や災害時に備えるための事業に要する費用であります。

3節職員手当等は、大雨及び台風時の災害警戒避難所等の対応に当たった職員の時間外勤務手当であり、10節需用費は、災害対策用備蓄品の整備や更新にかかる費用が主なものであり、12節委託料は、防災行政無線保守業務に係る経費であります。18節負担金、補助及び交付金は、県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会等への負担金であります。

以上で歳出を終わり、次は、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は10ページ、事項別明細書は4ページをお開きください。

決算に関する説明書の備考欄を中心に御説明をいたします。

第13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料のうち総務課分は、本庁舎敷地内にある現金自動預払機や職員労働組合の庁舎使用料82万1929円であります。

次に、説明書は12ページ、事項別明細書は5ページとなります。

同じく、2項1目総務手数料のうち総務課分は、罹災証明などの発行手数料600円であります。

次に、説明書は19ページ、事項別明細書は8ページとなりますが、第15款県支出金、2項8目消防費県補助金は、原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策のために措置されている交付金であり、令和5年度は職員の原子力防災研修会への参加旅費や負担金、またパンフレットの購入費などに充当しております。

同じく、3項1目総務費委託金のうち総務課分は、県政かわら版等の配布委託料と、市町村権限移譲交付金4万円のうち、新たに生じた土地の確認事務に対する交付金2万円であります。なお、残り2万円は消防係所管の火薬類取締法に関する事務に対する交付金であります。

説明書は21ページ、事項別明細書は9ページになります。

第16款財産収入1項1目財産貸付収入のうち総務課分は、庁舎内の自動販売機の貸付料86万2990円です。

同じく、2目利子及び配当金のうち総務課分は、退職手当準備基金利子など3,508円です。

説明書は23ページに入り、同じく、2項2目物品売払収入のうち総務課分は、公用車の普通自動車1台を12万円で売り払ったものです。

説明書は24ページ、事項別明細書は10ページに移り、第18款繰入金1項10目地域振興基金繰入金のうち総務課分は、84万2912円であり、電波法改正に対応するための区の放送設備の整備が完了したことに伴い繰り入れたものです。

同じく 2 項 4 目交通災害共済特別会計繰入金の300万円は、交通災害共済特別会計からの繰入れであり、市道の区画線、ガードレールの設置等を行う交通安全施設整備事業に充当したものであります。

次に、説明書は25ページ、事項別明細書は12ページになりますが、第20款諸収入 5 項 4 目雑入のうち総務課分の主なものは、説明書備考欄で、雇用保険はこれまで各課で収納していた会計年度任用職員の雇用保険を、令和 4 年度から総務課で一括して収納する方式に変更したものであり、ページの下から 9 行目の過年度分職員手当等返納分は、職員 3 名の過年度支払分の扶養手当等の過誤払いによる返納分であります。

また、ページ下から 6 行目の広報あくね広告料とその下のホームページ広告料は、それぞれ事業者からの広告料であり、その下の職員給与等負担金は、当市から職員を派遣している後期高齢者医療広域連合、鹿児島県への派遣職員 3 名分のそれぞれの団体からの負担金であります。

説明書は26ページに入り、5 行目の職員退職手当負担金は、令和 4 年度に退職した職員 1 名分の北薩広域行政事務組合からの負担金であり、8 行目の地域内再生可能エネルギー電気料負担金は、令和 4 年度末、太陽光発電が本格稼働する間の 1 か月分の九州電力への電気料支払いについて、社会福祉協議会等の外部組織の電気使用料金を総務課で取りまとめ、支払いを行ったものであります。14行目、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金は、電気自動車の軽自動車 4 台の購入に係る国からの補助金であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

まちづくりビジョンの32ページで、交通事故のこの成果がすごく出てるわけで、交通事故減少の成果が出てるわけですが、これ、主に。主にコロナ自粛のせいじゃないかという気はするんですけども、コロナ自粛の影響で交通事故が減ったんじゃないかという気がするんですけども、実際、自粛がしなくなって、今はどんな感じなんですかね、交通事故の発生状況というのは。去年に比べたら。

中野総務課長

市内の交通事故の件数でございますけども、発生件数から申し上げますと、平成26年に100件あったところでございますが、令和 5 年度については31件というふうに、徐々に低くなってきているところでございます。

この主な状況としましては、やはり、自動車等の性能等が上がってきているというようなことが第一に考えられると思います。それによって、負傷者数自体もどんどん減ってきているという状況でございます。

川畑二美委員

はい、あの。成果説明の 2 枚目です。

防犯灯 LED の推進事業なんですけど、平成 5 年は76.9%だったんですけど、まだほとんど LD に暗くてですね、LD になってないんですけど、これは増やしていく予定ではあるわけですね。

中野総務課長

防犯灯ＬＥＤ化事業について、若干説明をさせていただきます。

この事業につきましては、先ほど御説明いたしました、令和元年度から令和５年度につきまして、集中的にＬＥＤ化を進めようというようなところでした。このきっかけが、近年防犯灯のＬＥＤ化を実施する区が増えてきていたというようなことで、平成３０年度に調査をしたところでした。そのうち、市内に１,５０１基の防犯灯が設置をされていまして、そのうち、ＬＥＤ化されてない基数が１,２７１基あったというようなことでございます。その１,２７１基のうち、この事業によりまして９２５基がＬＥＤ化されたということでございます。

それによりまして、最終的には１,５０１基あった中の１,１５５基がＬＥＤ化の防犯灯となって、先ほど御説明いたしましたＬＥＤ化率は７６．９％となったというところでございます。

これにつきましては、残りの部分についてはいわゆる蛍光灯の部分になるかと思うんですけども、この部分については調査時点では、まだ交換時期が早いというようなことで、これから順次ＬＥＤ化に切り替わっていくというふうに考えているところですが、ここにつきましては、今後順次、先ほど御説明しました市防犯組合のほうで要望を取りまとめまして、順次ＬＥＤ化を図っていくという計画にしているところです。

川畑二美委員

区のほうから要望が来たら、やっていただけるということで認識しとけばよろしいでしょうか。

中野総務課長

実質的に事務の取扱いはずの総務課内でやるわけなんですけども、区のほうからですね、年の後半になるんですけれども、いわゆるそのＬＥＤ化に切替えをしたいという要望をうちのほうで取りまとめて、それでもって調整をしていく、予算の範囲内で調整をしていくと。

大体、要望があったところには、その要望にかなえられるぐらいの予算を組んでいこうというふうに考えているところです。

白石純一委員

今の件でですね、成果説明書の２ページ、ＬＥＤ化ですけれども、これは以前の決算委員会、予算委員会あるいは一般質問等を通じて、ちょっと提案とか申し上げたことなんですけど、ＬＥＤには白色のものとオレンジ色のものがあるんですが、今私が見ている限りほとんど白色のものに変えられていると思います。

阿久根を、観光を基軸としたまちづくりと市長も言っておられますけれども、海外を含め、私が経験した観光地、これらでは、非常に、この柔らかなライトということで、オレンジ色の照明が、非常にその町並みを、夜の景観を美しくしているというふうに私は理解しているんですが、そういったＬＥＤ、白色ではなくオレンジ色のものというようにことを、以前、コストの面も含めて検討されるというようなお話もいただいたと記憶してるんですが、その辺りの検討はなされているんでしょうか。

中野総務課長

以前、そのような御提案もいただいたというようなことで、市内事業者、それから区長会役員等でも少しお話をしていたところです。市内の事業者の方からは、暖色系の防犯灯の設置事例というのが余りないと、それから、設置費用が通常よりも高くなる場合があると、また、明るさ的には通常より暗く感じるのではないかなというような御意見。それから区長会役員等では、設置費用が高額となると導入しにくい、防犯への効果に疑問があると

ころだと。それから、既設の施設が白色灯であり、防犯灯の効果を高めるには青色灯の設置を行っている例があるというような御意見が出されたところです。

以上のことから、積極的な推進というのは困難であるというふうに判断するところですが、先ほどありました景観等に配慮した事業等の実施等については、また検討する余地があるのではないかというふうに考えているところです。

白石純一委員

その点、了解しました。

次の項目で、決算事項別明細書の14～16ページ、ちょっとどの部分、1款1項のどの部分に相当するかちょっと聞き逃していたらすみませんけれども、公用車の燃料についてはどの部分になるのでしょうか。

檣柑総務課長補佐兼職員係長

公用車の燃料費につきましては、2款1項7目財産管理費の需用費、燃料費の中に入っております。事項別明細書であれば16ページとなります。

白石純一委員

燃料費ということで了解しました。

そこでお伺いしたいんですけども、今、電気自動車も併用されていますけれども、ガソリン車と電気自動車と比較した場合に、例えば、距離当たりの燃料費の比較はされていますでしょうか。されていたら教えてください。

檣柑総務課長補佐兼職員係長

電気自動車とガソリン車の距離当たりの燃料費の比較についてでございますが、令和5年度に導入をいたしました電気自動車、軽自動車のサクラでございますが、1キロ当たりの費用を燃料費のみで3.3円と試算をしているところでございます。比較しまして、ガソリン車。走行距離をリッター当たり20キロ走るものとして、燃料単価を1リットル当たり170円と仮定した場合に、1キロメートル当たり8.5円という形で試算をしておりますので、差額で1キロ当たり5.2円の費用の軽減が図られるものではないかと考えているところでございます。

川畑二美委員

成果説明の中の3ページ、デジタルえんでん都市のこの部分はマイナンバーを持ってないと。はい、あの3ページ。

濱田洋一委員長

成果説明書の3ページのどこの部分でしょうか。

川畑二美委員

書かないシステムということで、出てるんですけど、どうしてもマイナンバーを持っとかないとこれはできないんでしょうか。

中野総務課長

この事業の導入については、マイナンバーカードによる個人認証を活用した手続ということで、基本的にはマイナンバーカードをお持ちでないと、このシステムの中では、その証明書の発行とかができないというふうになっているところです。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号の審査を一時中止します。

○認定第3号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第3号を議題とし、審査に入ります。

委員の皆さん、認定第3号をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、課長の説明を求めます。

中野総務課長

認定第3号について御説明をいたします。

初めに、交通災害共済事業の概要について御説明いたします。

交通災害共済事業は、交通事故による被害を受けた方を救済するための共済制度を設け、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、昭和42年度から開始されております。

事業実施状況としまして、令和5年度の加入者が7,608人であり、加入者は減少傾向にあります。

共済会費、掛金は75歳未満が年会費365円で、75歳以上は200円であり、見舞金については、死亡見舞金が100万円、傷害見舞金として基本額1万円に入院日額1,200円と、通院日額1,000円を合わせて限度額24万円として支給するものです。

令和5年度は、9件の交通災害に対し62万9000円の共済見舞金を支給いたしました。

なお、令和4年度と比較し、件数は2件増加しましたが、見舞金総額は僅かに減少したところです。

現在、交通事故発生件数は急激に多くなる状況にはありませんが、本市は高齢者の割合が多いこともあり、引き続き交通安全教室の開催や啓発活動に取り組み、交通安全意識の高揚を図っていく必要があるところです。

なお、本事業に関連しましては、まちづくりビジョンの32ページに交通事故発生件数を指標として示しているところですが、令和5年度の事故発生件数は31件と目標値より少ない件数で収まったことから、事業評価はAとなっているところです。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主な事項について御説明いたします。

まず、特別会計の決算に関する説明書の1ページをお開きください。

交通災害共済特別会計の総括的な内容について申し上げます。

1ページを縦列に見て、真ん中のあたりの交通災害共済特別会計の欄を御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた3段目の歳入歳出差引額は217万4239円であり、前年度の実質収支との差額41万2942円と、基金への積立金及び積立金取崩し額の差引きから、1番下の段の実質単年度収支はマイナス215万976円となりました。なお、令和5年度末の交通災害共済基金残高は6343万4752円であり、前年度と比較して約256万円の減となっております。

次に、決算に関する説明書は16ページ、事項別明細書も16ページをお願いいたします。

歳出の節ごとにその主なものについて御説明をいたします。

第1款事業費1項1目事業費のうち、10節需用費は、加入申込書の印刷経費が主なものであり、11節役務費は、加入申込書等の郵便料及び金融機関の窓口収納手数料であります。

18節負担金、補助及び交付金は、9件の交通災害共済見舞金と電算システムサポート負担金であります。27節繰出金は、市民の交通安全対策の推進のため、区画線の補修、ガードレール等の設置、補修を行う交通安全施設整備事業に活用するため、一般会計に繰り出したものであります。

次に、第2款基金積立金1項1目基金積立金は、基金利子及び令和4年度決算剰余金を交通災害共済基金に積み立てたものであります。

次に、歳入について申し上げます。

決算に関する説明書は15ページ、事項別明細書も15ページになります。

第1款共済会費1項1目共済会費は、会員の年会費であり、一般の会員が365円の5,083人分、75歳以上の会員が200円の2,525人分、合計7,608人分の会費となっております。

次に、第2款財産収入1項1目利子及び配当金は、交通災害共済基金の利子であります。

次に、第3款繰入金は、交通安全施設整備事業に充当するため、交通災害共済基金から繰り入れたものが主なものであります。

次に、第4款繰越金は前年度からの繰越金であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

牟田学委員

説明書の16ページ、1款1項1目の事業費の中の繰出金300万円。先ほど課長の説明で、区画線、また、ガードレールということでありました。

横断歩道については、各小学校の入り口の横断歩道が、もう実際消えている状態で、都市建設課に聞いたら、これは、横断歩道については警察がやるということで、市はタッチできないということだったんですけれども、実際にですね、折多小学校も手前と先の中央線のほうもですね、もう全然見えてないんですよ。やはり、そこ辺りを、この間、昨日まで、秋の交通安全であったんですけれども、もうとにかく何もないという状況なんですよ。

そこ辺りは、この繰出金300万円の、そういう辺りは使えないのかな。

中野総務課長

実は、この基金から例年、例年というかここ数年300万円繰り出しをしているわけなんですけれども、どこにどういった目的で使うというのは、うちは基金からお金を繰り出す側であって、使用については都市建設課が実際は行っているというところでございます。

横断歩道の敷設については、多分、警察、公安等の判断が要るかと思いますけれども、どれに使うかというところは、実際総務課では、これに使ってくださいというふうな指定は、今していないところです。

牟田学委員

実際、都市建設課に聞いたら、管轄じゃないと、公安ですと。じゃあ何か言ってるのって言ったら、一応打診はしてあると。

これが一番危ないことであって、そこ辺りは、またこの交通災害のほうで、やはり、公安にやっぱり意見を言ったりですよ、これは、ただ繰り出してこれを使ってくださいじゃなくて、やはりそこ辺りもちょっと意見を言ったりしてもらえばと思いますけど。

濱田洋一委員長

ただいまの牟田委員の発言につきましては御意見ということでよろしいでしょうか。

〔牟田学委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第3号の審査を一時中止します。

この際、暫時休憩します。

〔総務課（消防係以外）退室〕

（休憩 午後2時56分～午後3時7分）

○認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

〔総務課（消防係）入室〕

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、認定第1号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

参事に説明を求めます。

牟田総務課参事

認定第1号中、総務課消防係の所管する事項について、初めに、主要事業の成果説明書から説明いたします。

主要事業の成果説明書の158ページを御覧ください。

第9款消防費1項1目常備消防費の阿久根地区消防組合負担金については、過疎対策事業債を活用して高規格救急自動車を更新配備したものであります。最新の資機材を搭載した救急自動車へ更新することで、本市における救急救命体制の向上が図られたものと思っております。

次に159ページを御覧ください。

第9款消防費1項2目非常備消防費の消防団活動支援事業は、電源立地地域対策補助金を活用して普通消防積載車を赤瀬川分団及び西目分団佐潟班に、小型動力ポンプを山下分団尾崎班及び鶴川内分団田代班にそれぞれ更新配備したものであります。

次に160ページを御覧ください。

緊急防災・減災事業債を活用して、寺島宗則記念館駐車場へ25トンの耐震性貯水槽を新たに設置いたしました。

以上、これら資機材の更新により、現場における団員の安全の確保、効率的な活動の実施が可能となり、管内住民の安心・安全の向上に寄与できたものと思っております。

主要事業については以上であります。

次に、まちづくりビジョンの取組状況について説明いたします。

まちづくりビジョンの取組状況等についての30ページを御覧ください。

まちづくりビジョンの取組状況についてですが、基本目標4、快適・安全で潤いとやすらぎのあるまち、(3)消防・防災対策の充実について、令和5年度の実績値、目標値及び評価は記載のとおりであり、住宅用火災警報器の設置率及び消防団員充足率はB評価、普通救命講習受講者数はA評価でありました。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて説明いたしま

す。

決算に関する説明書は69ページ、事項別明細書は43ページを御覧ください。

第9款消防費1項1目常備消防費については、決算に関する説明書の備考欄のとおり、阿久根地区消防組合の負担金となります。

次に、2目非常備消防費1節報酬は、消防団員207人分の報酬であり、7節報償費は、消防団員14人分の退職報償金と消防出初式及び操法大会の表彰用記念品などの報償費であります。10節需用費は、消防団の車両等の修繕や燃料費、消防団詰所の修繕料、光熱水費、団員の携帯用投光器購入などが主なものであります。11節役務費は、郵便料・電話料等の通信運搬費のほか、消防団車両の車検・保険料が主なものであります。

次に、決算に関する説明書70ページになります。14節工事請負費は、主要事業の成果説明書で説明いたしました耐震性貯水槽の設置費であり、17節備品購入費は、主要事業の成果説明書で説明いたしました普通消防積載車などの購入経費のほか、消防団員の活動服や現場用消防ホースの購入経費であります。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書備考欄のとおり、消防団員の退職報償金掛金のほか、団員等公務災害補償等共済基金掛金や消防団員互助会に交付した消防団員の福祉共済に係る補助金などが主なものであります。事項別明細書は44ページになります。27節繰出金は、消火栓維持管理経費453基分を支出したほか、新たに市道堂山牧内線に設置した消火栓工事の負担金であります。

4目災害対策費のうち、総務課消防係が所管する予算は72万4000円でしたが、支出を要する災害がなかったことから支出はありませんでした。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

歳入は、決算に関する説明書のみで説明いたします。

19ページを御覧ください。

15款県支出金3項1目総務費委託金のうち消防係所管分は、備考欄の総務管理費委託金の市町村権限移譲交付金のうち2万円であります。

次に25ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入の団体支出金は、消防団員等公務災害補償等共済基金からの退団者14人分に係る消防団員退職報償金が主なものであります。

その下、雑入の8行目、原子力立地給付金のうち消防係分は5万7000円であり、次の26ページの上から13行目の消防団員安全装備品整備事業助成金は、団員の携帯用投光器購入に係る消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金であります。

次に、31ページを御覧ください。

第21款市債1項8目消防債の消防施設整備事業債は、主要事業の成果説明書で説明書しました、消防署の高規格救急自動車の更新及び耐震性貯水槽整備事業に充当したものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

参事の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、総務課消防係所管の事項の審査を一時中止します。

〔総務課（消防係）退室、企画推進課入室〕

濱田洋一委員長

次に、認定第1号中、企画推進課所管の事項について審査に入ります。

企画推進課長に説明を求めます。

尾塚企画推進課長

認定第1号中、企画推進課の所管する事項について御説明申し上げます。

初めに、令和5年度の企画推進課の主な事務事業につきまして、主要事業の成果説明書により申し上げます。

まず、成果説明書の5ページをお開きください。

子育て世帯移住支援事業につきましては、令和5年度は市外から41世帯の移住があり、また、126万円分の共通商品券を交付し、引っ越しや住居の借上げなどの直接的な支援により、移住定住の促進が図られたとともに、地域経済の活性化、良好な地域社会の形成に寄与したところであります。

次に、6ページの青果市場活用検討事業は、海のまち阿久根をテーマとする跡地の整備・活用を行い、地域活性化に資することを目的に、地域住民を含めたワークショップ、専修大学の学生によるフィールドワークを実施し、年度末に基本構想を取りまとめたところです。ワークショップやフィールドワークを通じて、市場跡地周辺の課題と地域資源の再確認を行い、これらの課題に対応するため、整備・活用にあずかる基本理念と基本構想のコンセプトである「まち思いとやりたいことが集まるみんなの公園」を確立し、これらに基づいた利活用のイメージ図も示されたところです。今後は、策定した基本構想の内容を踏まえ、整備・活用を行う事業者等は、公募型プロポーザル方式により選定を予定しているところでありますが、広く取組の浸透を図りながら事業を推進していくこととしております。

次に、7ページの「阿久根で縁結び」出会いサポート事業については、少子化の抑制、未婚率の減少及び移住定住の促進につなげることを目的とし、実施したものであります。各種セミナーはこれまで継続して実施してきており、年度ごとに実施内容を見直しながら開催しております。結婚希望者だけでなく、その周囲の方を対象にしたセミナーも実施し、それぞれの立場で理解を深めることができたと考えております。

おれんじで出愛サポート列車の旅事業は、本市の観光スポット等を行程に入れて、参加者に本市の魅力を伝えることができたと考えていますが、参加者が男女ともに、地元の方の参加が少なかったことから、市民の方が参加しやすいような実施内容や広報の工夫が必要であると考えております。

次に、8ページの「華の50歳組」歓迎レセプションにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度以前と同様の形式で実施しました。本事業の実施には、例年、各小学校卒業生で立ち上げられる実行委員会の協力が必要不可欠であることから、引き続き連携を密にしながら取組を進めていく必要があります。なお、コロナ禍により開催できなかった令和2年度及び令和3年度の「華の50歳組」対象者については、いずれも55歳になる年の開催が決定されたため、今後は具体的な開催時期や実施形態について決定していく必要があると考えております。

次に、9ページの乗合タクシー運行事業については、令和5年度は、市内の42区において1,380回にわたり、延べ2,687人の方々に利用いただき、1回当たりの平均乗車人数は昨年度に比較しまして上昇しましたが、目標の2人には届いていない状況であります。また、

運行回数、利用者数ともにコロナ禍以前より減少している状況であります。今後は、利用者の少ない地域での説明会の実施、運行区域の変更やダイヤの変更、公共交通空白地への本事業の導入を行い、運行回数、利用者増を図ることで事業の充実を図る必要があります。

なお、本事業に関しましては、まちづくりビジョンの取組状況をお開きください。まちづくりビジョンの取組状況の28ページに乗合タクシー1回当たりの乗合人数として記載されており、令和5年度の事業評価は、前年度に引き続きCとなっております。

次に、成果説明書の10ページの地域色（ちいきいろ）づくり事業については、地域が抱える課題の解決や地域コミュニティの活性化につながる取組を支援するため、総額で1254万2000円の補助金を交付したところであり、コロナ禍前の申請数に戻りつつあります。現在の取組を支援しながら、今後を見据えた支援の在り方を検討していく必要があると考えております。また、先月の市議会定例会の一般質問に対してもお答えしたとおり、令和7年度以降の本事業の取扱いにつきましては、これまでの事業実績、活動の継続性を踏まえ、補助内容の見直しを行うことも含めて、今年度中に検討することとしております。

なお、本事業に関しても、まちづくりビジョンの取組状況の40ページに活性化事業取組件数として記載されており、令和5年度の評価は、昨年度のDからCとなっております。

次に、11ページの地域おこし協力隊導入等事業については、令和4年度から2名の隊員を採用し、市内企業等を積極的に訪問し、市内企業との連携強化を図っているところです。このような取組を踏まえ、令和5年度は隊員の発案で事業化した職業アクティビティ体験事業は、市外から21人の参加があり、市内企業の雇用等に関する課題の抽出はもとより、本市の魅力発信に資することができました。今後も、引き続き隊員の活動を積極的に支援しながら、地域課題の解決につなげるとともに、隊員の定住・定着に向けた取組を継続していく必要があります。

次に、決算の主な内容について御説明いたします。

歳出から歳入歳出決算事項別明細書及び決算に関する説明書により申し上げますが、事項別明細書は16ページから17ページにかけて、決算に関する説明書は35ページから37ページにかけてとなります。

第2款総務費1項8目企画費は、予算現額6億5921万円に対して、支出済額が6億4951万6431円、執行率は98.5%であります。

以下、節ごとに主なものについて御説明いたします。

7節報償費は、まちづくりビジョン等施策検証委員会に関する出会謝金のほか、アクネ大使への謝礼、「たからのまち」マネージャー謝礼及び子育て世帯移住支援事業で配布した共通商品券に係る費用が主なものであります。

12節委託料は、決算に関する説明書36ページ、備考欄に記載のとおり、青果市場跡地活用検討事業のほか8件であります。

そのうち、青果市場跡地活用検討事業は、先ほど主要事業の成果説明書で御説明したとおりであります。

また、阿久根職業及びアクティビティ体験事業実施業務につきましても、先ほど主要事業の成果説明書の地域おこし協力隊導入事業の中で説明いたしましたが、市外在住の若者が本市へ訪れる機会をつくり、また、企業等においては、インターンシップ制度導入の契機とするため、本事業を通じて本市への就職、転職等を考える際の課題抽出及び分析を行いました。

なお、この事業は、今年度、令和6年度は、所管を商工観光課に移し、アクネファン創出事業として実施しているところであります。

18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書36ページの備考欄に記載の、出水駅蔵之元港間シャトルバス利用促進協議会負担金、37ページに記載の阿久根市地域間幹線系統確保維持費補助事業、地域おこし協力隊起業支援、地域色（ちいきいろ）づくり事業が主なものであります。

24節積立金は、寄附金等の実績により積み立てたものであり、その内訳は説明書の備考欄に記載のとおりであります。

次に、事項別明細書は22ページ、決算に関する説明書は42ページになります。

5 項統計調査費 1 目統計調査総務費は、予算現額453万7000円に対して、支出済額は424万1740円で、執行率は93.5%であり、その主なものは、職員の人件費のほか市民所得推計事務に係る委託料であります。

2 目基幹統計調査費は、予算現額321万2000円に対して、支出済額277万6510円で、執行率は86.4%であり、その主なものは、住宅・土地統計調査に係る統計調査員等の報酬であります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について、決算に関する説明書により御説明いたします。

決算に関する説明書の14ページをお開きください。

第14款国庫支出金 2 項 1 目総務費国庫補助金のうち企画推進課所管分は、備考欄記載の地域少子化対策重点推進交付金及び地方創生臨時交付金であり、そのうち地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業所に対して、臨時給付金等として重点的かつ効果的に活用したものであります。

次に、17ページを御覧ください。

第15款県支出金 2 項 1 目総務費県補助金は、原子力発電に関する住民広報等調査費として交付される広報・調査等交付金や電源立地地域対策補助金、また、デジタル田園都市国家構想交付金は、デジタル田園都市国家構想の推進に資する事業として、マイナンバーカードの本人認証を活用した新たな窓口業務の形態を導入し、市の各種申請事務のデジタル化を図り、住民サービスの向上のために活用したものであります。

次に、20ページを御覧ください。

3 項 1 目総務費委託金のうち企画推進課所管分の主なものは、備考欄の1番上の総務管理費委託のうち、市町村権限移譲交付金、次の統計調査委託金のうち住宅・土地統計調査に係る委託金であります。

次に、22ページの第16款財産収入 1 項 2 目利子及び配当金のうち企画推進課所管分は、ふるさと創生基金、人材育成基金及び地域振興基金に係る利子であります。

次に、23ページを御覧ください。

第17款寄附金 1 項 2 目総務費寄附金は、企業版ふるさと納税に係るものであります。

次に、24ページを御覧ください。

第18款繰入金 1 項 6 目人材育成企業繰入金は、アクネ大使等による子供たちの学習の場づくり事業に充当したものであり、また、10目地域振興基金繰入金は、あくね応援寄附金を活用し子ども医療費助成事業、地域色（ちいきいろ）づくり事業、公用電気自動車導入事業など、26の事業に充当したものであります。

次に、26ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち企画推進課所管分は、備考欄記載のコピー使用料ほか4件であり、そのうち場外車券売場設置市地元協力金は、サテライト阿久根の場外車券の売上げの一部が地元協力金として納入されたものであります。

また、乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金は、乗合タクシー運行事業者に交付された前年度の運行実績に対する国庫補助金について、市から交付している乗合タクシー運行事業補助金と重複する部分が返納されたものであります。

最後に、30ページを御覧ください。

第21款市債1項1目総務債は、肥薩おれんじ鉄道の経営安定化支援事業及び災害復旧事業に充当するために借り入れたものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

決算事項別明細書の16ページ、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、「たからのまち」マネージャーへの謝金は、この報償費に入ってるんですかね。

それと、それぞれのたからのまちマネージャーへの報償金の額を教えてください。

尾塚企画推進課長

この「たからのまち」マネージャー事業の報償金、謝金につきましては、各所管課で予算をとっておりまして、企画推進課分は移住・定住の「たからのまち」マネージャー、北九州市在住の遠矢さんに支払いした分だけになります。

〔白石純一委員「その金額を教えてください」と呼ぶ〕

15万円です。

白石純一委員

何回、会議を持たれましたでしょうか。

尾塚企画推進課長

年度内で計3回の謝金になります。

白石純一委員

これは、交通費は別途ということでしょうか。交通費は別途支払われるということでしょうか。

尾塚企画推進課長

詳細な資料はありませんが、旅費はまた別に支払いをしております。

白石純一委員

主要事業の成果説明書の5ページ。事業名としては子育て世帯移住支援事業。つまり、阿久根に移住していただく方を増やすための事業ですけれども、この1番下の現状と課題の1行目、交付世帯数は令和3年度及び4年度と比べ大幅に増加したものの移住理由の多くは世帯構成員の転勤等によるものである。つまり、企業や学校の先生方等の転勤によるものもこれに含まれているということでしょうか。

尾塚企画推進課長

そのとおりです。

すいません、この子育て世帯移住支援金につきましては、令和3年度から実施している事業であります、申請者にその都度アンケートをお願いしてあります。その中で、アンケートに答えていただいた方が20件、これまでいらっしゃいます。その中で申し上げますと、阿久根に転入の1番の理由は子育てのためということが、全体の約4分の1ぐらいが子育てのためという理由が1番多いようでした。

白石純一委員

その令和3年、4年から急に5年度増えているのはどういう理由なんですかね。

尾塚企画推進課長

はっきりとした理由は分かりませんが、令和3年度からの事業ということで、事業が一定程度浸透してきて、広報等もできた、それが1番の要因ではないのかと思います。それと、よく分かりませんが、やはりこれまでの子育て関係の支援事業、そういうもので移住、転入してきた方が増えたというのも一つの要因になってきたのではないかと考えているところでは。

白石純一委員

理由がよく分からないということですけど、その辺はしっかり把握していただかないと、この事業の成果も上がらないと思うのでよろしくお願いします。

そして、これ、転入されたときに、市民課の窓口で転入されたときに、お子様がいらっしゃるんですねということでしたら、そこでこういう支援金がありますよということは当然おっしゃられるのではないのでしょうか。それをおっしゃらないと転入者に対して不公平にならないのでしょうか。

岩下企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長

実務としてはですね、転入者の情報というのを定期的に市民課からいただいております。子育て世帯と思われる転入世帯向けに、いただいた情報を基に申請の案内をしているという流れをとっております。

白石純一委員

転入してきた方を、後日、市民課からその情報を得て、企画課から案内をして、申請していただくということですか。

〔白石純一委員挙手〕

濱田洋一委員長

はい、どうぞ続けて。

白石純一委員

転入のときにそれは何で案内できないんですか。

岩下企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長

補助の要件がですね、転入から3月経過してから1年を経過するまでの間に申請権が発生しますので、そういった兼ね合いもあって、当初で説明をするのも事業を創設した当初は行っていたんですけども、そのような理由から、まずはデータをもらって、転入者のデータをもらって、後もって通知を行っているという形で、この間進めております。

白石純一委員

転入されてから3か月後に、企画課のほうから案内を出して申請をしていただく。そのときに、3年以上定住する意思があるかということ聞かれるわけですか。

岩下企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長

申請書類の添付書類として、その定住の意思確認、そういった書類を求めています。

白石純一委員

その内容については、3年前から、令和3年度から変わらないわけですね。同じような手続をして、書類をお送りして申請いただくのに、令和3年、4年、5年と増えているというのは、制度が浸透してきたからという理由は、あまり、私は説得力がないと思うんですけど、その辺もう一度ちょっとお願いします。

本当に理由が、増えた理由は分からないのでしょうか。倍近くになってますよね。

尾塚企画推進課長

その辺の詳細の分析というのは、今のところまだできていないところですけど、実際、3年度、4年度は20件程度、それが令和5年度は40件を超える申請があったということで、このことにつきましても、市の事業効果があったものでありますので、今後分析をしていければと思っております。

川畑二美委員

主要事業の成果説明の8ページです。

「華の50歳組」歓迎レセプションについてなんですけど、現状と課題で、元年、4年、5年で人数がどんどん減ってらっしゃるというのは、よくこの統計で分かったんですけど、いつから55歳の、なるのでしょうか。

〔発言する者あり〕

開催するって書いてあります、課題に。

尾塚企画推進課長

先ほど、最初に説明したとおり、コロナ禍の中で、令和2年度の50歳組、それから令和3年度の50歳組、この2か年度の対象の世代の方が実施できなかったということで、この2か年の方は、今後、令和2年度の方は来年度が55歳、令和3年度の対象の方は再来年が55歳になる年になりますが、そのときに、この2か年度の方は50歳組のレセプションを実施するということになっております。

ほかの方は、これまでどおり「華の50歳組」として、50歳の年齢のときに実施することは変わりありません。

〔川畑二美委員「じゃあ、あの」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

川畑委員、ちょっといいですか。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

委員長と呼んで、指名を受けてから発言をお願いします。

〔川畑二美委員「はい、あの、委員長、あの」と呼ぶ〕

川畑二美委員

はい委員長、すいません。

そしたら、多いときもあるわけですね。予算が結構つけにくくなるんじゃないかなあという心配もあるもんですから、66万2000円。

濱田洋一委員長

川畑委員、お分かりだと思いますが、令和5年度の成果説明書ということでございますので、今後については、そこら辺はまた、新たな年度で予算化されていくだろうというふうに思いますので、今の段階では企画推進課からの答弁はなしというふうに思います。

よろしいでしょうか。

〔川畑二美委員「はい、分かりました、はい」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

大野雅子委員

成果説明書の5ページ、白石委員の子育て世帯移住支援事業に追加して教えてください。

3年以上定住する意思のある子育て世帯ということでした。この41件の中で、企業で来ている方や学校の先生とか、どんな方が来てらっしゃる、この41人の職業は何だろうかというのは分かるんですか。

尾塚企画推進課長

そこまでにつきましては、申請段階では問うていないところです。

大野雅子委員

分かりました。ありがとうございます。

白石純一委員

今の件ですけれども、事業が移住定住を促す事業でありながら、先生方や企業の転勤で来られた方は、ほぼ確実に、数年後にはまた転勤で出て行かれる方がほとんどだと思うんですけれども、そういう方々には移住支援という事業は、あまりふさわしくないような気がするんです。

それであれば、はっきりと移住の意思のある方により大きな支援をするほうが、移住の促進には向いているのではないかと思うんですが、その辺りの検証はされたんでしょうか。

尾塚企画推進課長

御指摘のとおり、この子育て世帯移住支援事業につきましては、現在、転勤者も含めて市外から移住する方を対象としているところであります。転勤者は、この制度がなくても移住するものでありますが、本市の子育て支援を広く実施することにより、子育てしやすいまちとしてのイメージが浸透すること。そして、子育てするなら阿久根というようなPRにもつながり、こういうことが持続的に広く移住判断の契機となるようなことも期待して、この事業を導入したところであります。

また、この事業につきましては、当初、令和3年度から令和5年度までの3年間の事業期間として予定したところでありますが、まちづくりビジョンの計画期間に合わせ、1年間延長して、今年度まで、令和6年度を事業の終期と見直したところでもあります。

主要事業成果説明書にも記載しましたが、移住者の大半は県内の方であり、世帯構成員の転勤等による理由というのが主なものであると思いますが、このような実績を踏まえて、今後も、市の認知向上のためのより効果的な事業展開が必要ではないかと考えているところです。

濱田洋一委員長

ほかには質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、企画推進課所管の事項の審査を一時中止します。

〔企画推進課退室〕

すいません、着席のまま、ちょっと休憩入れます。

(休憩 午後3時50分～午後3時51分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時51分～午後 4 時)

〔税務課入室〕

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
次に、認定第 1 号中、税務課所管の事項について審査に入ります。
税務課長に説明を求めます。

新町税務課長

それでは、認定第 1 号中、税務課所管分について説明します。
決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。
決算に関する説明書の 6 ページ、事項別明細書 1 ページをお開きください。
説明書の 6 ページに記載のとおり、市税の調定額合計21億1217万8564円に対し、収入額合計は20億2330万5098円であり、調定額に対する収入率は95.79%で、前年度収入率95.83%を0.04ポイント下回りました。
次に、税務課で取り組みました主な収入率向上対策について御説明いたします。
年間を通して、滞納者の生活状況調査、預貯金調査等を行い、適切な差押えや執行停止などの滞納処分を実施してまいりました。
特に滞納繰越分の出納閉鎖の 3 月末、現年分の出納閉鎖の 5 月末に合わせ、3 月から 5 月を徴収強化月間と位置づけ、3 月は過年度分を、4・5 月は、現年度分を主として、納税相談、徴収等を行ったところであります。
また、催告書の発送を、現年度滞納者を中心に 4 月、9 月、11 月の 3 月実施し、滞納の早期解消に努めてまいりました。
次に、滞納者宅の搜索で差し押えた物品の換価につきましては、県市町合同公売会に参加し、また、預貯金、給与等の差押えを合わせて400万5710円を市税等に充当しました。
搜索、差押え、公売につきましては、今後も取組を強化していくとともに、これらの滞納処分の実施につきましては、市民への周知を図り、期限内納付の徹底を推進してまいりたいと考えております。
このほか、次代を担う児童・生徒に対し、税金の意義や役割を正しく理解してもらい、納税者としての自覚を育むことを目的に、出水地区租税教育推進協議会の活動の一環として、市内の 7 校の小・中学校、高等学校において、税務課職員による租税教室を実施しました。
なお、市税収入率につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の44ページに記載されており、令和 5 年度の目標値96.21%を下回りましたが、目標に対し実績が99.56%であることから、事業評価はBとなっております。
以上で、令和 5 年度に取り組みました主な収入率向上対策等についての説明を終わります。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページにお戻りください。

先ほど御説明いたしました令和5年度の市税全体の調定額は、前年度に比べ、現年分が約84万6000円の減少、滞納繰越分が約578万6000円の減少で、合計で約663万2000円、0.31%の減少となっております。

税目別調定額の増減につきましては、個人市民税が約721万4000円、1.14%の増加。法人市民税が約784万7000円、7.87%の減少。固定資産税が約1202万6000円、1.08%の減少。軽自動車税が約903万1000円、9.39%の増加。市たばこ税が約318万4000円、1.79%の減少。入湯税が約18万円、61.63%の増加となりました。

また、市税全体の収入額につきましては、前年度に比べ718万9055円、0.35%の減少となっています。

調定額から収入額を差し引きますと8887万3466円となりますが、このうち、1691万5945円を不納欠損処分し、残りの7195万7521円が収入未済額であり、前年度末に比べ153万4439円、2.09%の減少となっています。

収入未済分の詳細につきましては、決算に関する説明書の7ページの市税滞納繰越調書のとおりであります。

次に、決算に関する説明書8ページ、事項別明細書2ページをお開きください。

3款利子割交付金は、県が収入した利子割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額。

4款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当について、県が収入した配当割の額から、徴収取扱費相当額を控除した額の5分の3の額。

5款株式等譲渡所得割交付金は、源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得について、県が収入した株式等譲渡所得割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額。

6款法人事業税交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部が県から市町村に交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書12ページ、事項別明細書5ページをお開きください。

13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料のうち税務課分徴税手数料は、所得証明などの証明手数料及び市税の督促手数料です。

次に、決算に関する説明書20ページ、事項別明細書8ページをお開きください。

15款県支出金3項委託金1目総務費委託金のうち税務課分徴税費委託金は、個人県民税徴収取扱費として、地方税法第47条の規定に基づき県から9月と3月に交付されるもので、納税義務者数に3,000円を乗じた額が主なものです。

次に、決算に関する説明書24ページから25ページにかけて、事項別明細書11ページをお開きください。

20款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金は、市税滞納分に係る延滞金であります。

次に、決算に関する説明書26ページ、事項別明細書12ページをお開きください。

5項4目雑入の税務課分は、コピー使用料及び封筒広告料であります。

以上で歳入についての説明を終わり、次に、歳出の主なものについて御説明いたします。決算に関する説明書の40ページ、事項別明細書19ページをお開きください。

2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費について、節ごとに御説明申し上げます。

1 節報酬と 4 節共済費は、滞納整理指導員・税務窓口等事務の会計年度任用職員 3 名と、1 月から 3 月にかけての申告時期に、給与支払報告書整理等の課税事務補助の会計年度任用職員 1 名分の社会保険料であり、3 節職員手当等は、会計年度任用職員 2 名分の期末手当であります。

8 節旅費は、会計年度任用職員の通勤に係る旅費であります。

10 節需用費は、市税各納付書、督促状、再発行納付書、納付書発送用封筒などの印刷代が主なものであります。

事項別明細書は 20 ページになります。

11 節役務費は、収納代理金融機関窓口収納手数料、コンビニ収納手数料、納付書等発送時郵便料及び電話料であります。

12 節委託料は、固定資産税に係る標準宅地時点修正鑑定業務と、申告 4 税目に係る電子申告手続が開始されたことから、e L T A X システム改修業務に係る委託料であります。

13 節使用料及び賃借料は、地方税電子申告支援サービス使用料、地方税共通納税システム使用料、軽自動車検査情報サービス利用料が主なものであります。

18 節負担金、補助及び交付金のうち負担金は、地方税共同機構会費、資産評価システム研究センター会費、九州都市税務職員研修会、軽自動車税環境性能割徴収取扱費及び市県民税賦課システムの改修負担金であり、補助金は、阿久根市青色申告会への補助金であります。

22 節償還金利子及び割引料は、市税の過年度分の過誤納還付金及び還付加算金であります。

以上で、認定第 1 号中、税務課所管分についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

予算に関する説明書の 24 ページ、1 番下の延滞金 80 万 2000 円というのがありますけれども、この件数と延滞金最高額はどんな感じか教えてください。

後でもいいですよ。もう分かる。

新町税務課長

把握してないもんですから、後ほど答弁いたします。

濱田洋一委員長

竹原委員、それでよろしいですか。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第 1 号中、税務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔税務課退室〕

ここでお諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認め、延会することに決しました。
本日はこれにて延会いたします。

(延会 午後4時14分)

決算特別委員会委員長 濱 田 洋 一